

【教育委員会定例会】会議録

会 議 名	令和元年第7回教育委員会定例会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和元年7月4日(木)		
開催時間	午後3時00分 ～ 午後3時58分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	定野 司 教育長	小池 康之 委員	浅井 えり子委員
	河本 孝美 委員	近藤 俊明 委員	
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	森 太一 教育政策課長	田巻 正義 学力定着推進課長
	志村 昌孝 小中連携教育担当課長 英語教育推進担当課長	小坂 裕紀 教育指導課長	宮本 博之 学校運営部長
	古川 弘雄 学校支援課長	五十嵐 隆 学校適正配置担当課長	渡辺 隆史 学校施設課長
	内田 裕司 学校政策担当課長	半貫 陽子 学務課長 おいし給当課長	松野 美幸 子ども家庭部長
	菊地 崇 子ども政策課長	森田 剛 子ども施設運営課長	安部 嘉昭 子ども施設入園課長
	下河邊 純子 青少年課長	川口 真澄 待機児対策室長	臺 富士夫 子ども施設整備課長
	櫻井 健 待機児ゼロ対策担当課長	上遠野 葉子 こども支援センターげんき所長	楠山 慶之 教育相談課長
	高橋 徹 こども家庭支援課長	市川 保夫 生涯学習振興公社局長	菊池 正美 生涯学習振興公社学習事業部長
	秋生 修一郎 地域のちから推進部長	濱田 良光 地域文化課長	飯塚 尚美 中央図書館長
書 記	秋元 康裕 教育政策担当係長	野口 晋平 教育政策担当係長	坂上 琢 教育政策担当係長
	遠藤 鉄也 教育政策担当主任	清水 均 庶務係長	肥高 浩二 管理係長
欠 席 者	山村 研二 教育改革担当部長 就学前教育推進課長事務取扱 子ども施設・支援課長事務取扱 門藤 敦良 支援管理課長		
傍 聴 者	0名		
会議次第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和元年 7 月 4 日

第 7 回足立区教育委員会

午後3時00分開会

○教育長 ただいまから本年第7回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

初めに会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に小池委員、浅井委員をご指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは日程第1、第31号議案を議題いたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第1、第31号議案「足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長 第31号議案について、松野子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 3ページの第31号議案説明資料をお開きください。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

改正の理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたため、条例も改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、家庭的保育事業の居宅以外で行っているものにつきまして、給食提供を要しない期間が、これまで5年でしたが、10年に拡大されました。

それから連携施設を確保しないことができる期間も「5年」から「10年」に拡大されました。

以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これから本案の審議に入ります。

第31号議案について、ご意見ご質問がございましたらご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

小池委員。

○小池委員 給食提供をしていない施設は、どのくらいあるのでしょうか。

○教育長 子ども施設入園課長。

○子ども施設入園課長 現在、給食提供をしていない保育ママ等は110施設ほどになります。

○教育長 小池委員。

○小池委員 全体の何%でしょうか。

○教育長 子ども施設入園課長。

○子ども施設入園課長 全体で147の保育ママがおりますので、約80%程度の方が実施をしていない形になります。

○教育長 小池委員。

○小池委員 給食を提供したり、施設を作ったりするのは難しいので、5年から10年に延長されたのでしょうか。

○教育長 子ども施設入園課長。

○子ども施設入園課長 保育ママにつきましてはご自宅で保育をしているケースが多いのですけれども、給食を提供する場合ですと、既存のまま、今ある台所で調理するのが難しいところがございまして、改修をしなくてはならないところと、あと、衛生面でトイレが近いすとか、動線にトイレがあつて給食提供ができないであるとか、そういう家の構造上の理由も若干ございまして、なかなか伸びていかないのが現状でございます。

○教育長 よろしいですか。準備がなかなかできないので、今回5年を10年に延長したところですよ。

ほかになれば、よろしいですか。

ないようですので、これより第31号議案「足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条

例の送付について」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

○教育長 次に日程第2、第32号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第2、第32号議案「足立区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則の送付について」以上。

○教育長 第32号議案について、松野子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 10ページをお開きください。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

改正の理由でございますが、青少年問題対策に女性及び若手管理職の視点を生かすため、条例施行規則の一部を改正するものでございます。また委嘱の内容についても、若干変更させていただきます。

主な改正内容でございますが、11ページが分かりやすいかと思しますので、そちらをご覧くださいいただければと思います。

第2条第1項の各号列記以外の部分の「ものとする」を「者のうちから、区長が委嘱する」に改めます。また、公社の事務局長がメンバーに入っておりますけれども、こちらを「事務局長又は部長」に改めさせていただきます。また、第2条第2項でございますが、同様に「ものとする」を「者のうちから、区長が任命する。」に改めることといたします。

また同項第3号から第12号、こちらは、次ページにわたっておりますけれども、ここの部

分につきましては、特定の管理職から内部に所属する管理職へ改めさせていただきます。

第5条第2項「の職員」の次に「(協議会の委員である者を除く。)」を加えてまいります。これは、その都度、必要に応じて必要な方に入ってください意味で、具体的な者を除きまして、区長が任命または委嘱する者をそのまま残している状況でございます。私からは以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第32号議案についてご意見ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

近藤委員。

○近藤委員 私も女性や若手管理職員の方々が増えるのは大変いいことだと思っておりますが、改正することで、どの程度伸びを予測、期待していращやるのでしょうか。

○教育長 青少年課長。

○青少年課長 まず、女性委員の比率ですけれども、現在は18.3%となっております。区の男女共同参画推進条例では4割と定めております。まだ一気にそこまでは伸びませんけれども、見込みでは33.3%、3分の1程度までは伸ばしていきたいと思っております。

また若手職員ですが、そちらも同様に合わせて、図っていききたいと思っております。

○教育長 近藤委員。

○近藤委員 かなりの伸びを見込んでいるのですね。期待しておりますので、よろしく願いします。

○教育長 ほか、いかがでしょうか。ございませんか。

ないようですので、これより第32号議案「足立区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則の送付について」を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

○教育長 次の日程第3、第33号議案、日程第4、第34号議案、日程第5、第35号議案は関連する議案ですので、一括で審議したいと思いをします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第3、第33号議案「足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」。日程第4、第34号議案「足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」。日程第5、第35号議案「足立区立図書館館則の一部を改正する規則」。以上。

○教育長 第33号議案、第34号議案、第35号議案について、秋生地域のちから推進部長から説明をお願いいたします。

地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長 お手元資料の16ページをお開きいただきたいと思います。第33号議案の説明資料になります。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

こちらは学びピア、生涯学習センターの部分になります。以前、文化・読書・スポーツの計画の改定を行っている最中であるというお話を差し上げたと思うのですが、計画の中身を反映するために、指定管理者公募の延長をお願いいたしまして、それに伴って現在指定管理を受けているところに随意契約で、指定管理期間を延長することを議決します。

その指定管理期間の延長を行うために、条例施行規則の一部を改正することになります。改正の中身につきましては17ページに新旧対照表がございますけれども、第18条に条文を追加し、延長するに当たっても指定管理者の選

定審査会を通して延長とさせていただきたいという改正でございます。

同じように第34号議案につきましては、19ページにございますけれども、これは地域学習センターの部分になります。それから第35号議案につきましては22ページになりますけれども、これは区立図書館の部分で、3つとも公募の延期に伴って指定管理期間を延長する規則改正でございます。私からは以上です。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第33号議案、第34号議案、第35号議案について、ご意見ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

よろしいですか。ないようですので、これより第33号議案「足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」、第34号議案「足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」、第35号議案「足立区立図書館館則の一部を改正する規則」を採決いたします。本案は原案のとおり採決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。秋生地域のちから推進部長、濱田地域文化課長、飯塚中央図書館長については、ここで退席とさせていただきます。

お疲れさまでした。

(退席)

○教育長 次の日程第6、第36号議案は足立区教育委員会会議規則第14条第1項のただし書きによる人事に関する件でありますので、非公開の会議といたしたいと思いをします。

お諮りいたします。第36号議案につきまして、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願い

いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本議案につきましては非公開とさせていただきます。傍聴人の方、大変申し訳ございません。議場より退席をお願いいたします。

(傍聴人退席)

———— (非公開議案審議中) ————

(傍聴者入室)

○教育長 それでは日程第7、第37号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第7、第37号議案「足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会への諮問について」以上。

○教育長 第37号議案について、松野子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 私から第37号議案の説明をさせていただきます。本編の25ページをお開きください。件名、所管部課名は記載のとおりです。

10月1日から幼児教育・保育の無償化を実施するに当たりまして、本適正化審議会を開催いたしますので、利用者負担の無償化についての諮問を行ってまいります。

諮問内容でございますけれども、子ども・子育て支援制度が適用される次の教育・保育施設に係る利用者負担の無償化についてでございます。教育・保育施設は幼稚園、認定こども園、認可保育所。それから、地域型保育としましては小規模保育、家庭的保育等でございます。

審議会の予定でございますが、7月16日の10時30分からの開催と、8月5日の10時からの開催を予定しております。

この審議会での答申を尊重しまして、利用者負担を決定していくものでございます。よろし

くお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第37号議案について、ご意見ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。よろしいですか。

ないようですので、これより第37号議案「足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会への諮問について」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

○教育長 次に日程第8、第38号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第8、第38号議案「足立区教育財産の用途変更の承認について」以上。

○教育長 第38号議案について、松野子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 28ページをお開きください。足立区教育財産の用途変更の承認についてでございます。

提案理由でございますが、綾瀬小学校、東綾瀬中学校の改築に伴いまして、旧こども家庭支援センターの用地を仮設の用地として使用することになりました。これに当たりまして教育財産の用途変更の必要がございますので、提出いたしました。

一部学童保育が運営を続けている建屋がございますので今回は土地のみとなつてございます。よろしくお願いいたします。

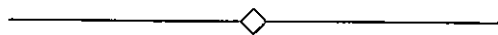
○教育長 ただいま説明がありましたので、これ

より本案の審議に入ります。第38号議案について、ご意見ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。よろしいですか。

ないようですので、これより第38号議案、「足立区教育財産の用途変更の承認について」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次に日程第9、第39号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第9、第39号議案「足立区教育財産の用途廃止の承認について」以上。

○教育長 第39号議案について、宮本学校運営部長から説明をお願いいたします。

学校運営部長。

○学校運営部長 お手元資料の31ページ、第39号議案説明資料をご覧くださいと思います。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

平成27年4月に上沼田小学校と鹿浜小学校が統合され鹿浜五色桜小学校となりましたが、旧鹿浜小学校跡地に統合校の新校舎が完成するまでの間、鹿浜五色桜小学校は旧上沼田小学校校舎において運営されておりました。

平成29年4月に鹿浜五色桜小学校が新校舎に移転した以降は、統合直後であった、かつ仮校舎であった江北桜中学校が部活動の場として旧上沼田小学校の校庭や体育館を使用しておりました。その江北桜中学校も今年4月に新校舎に移転いたしまして、今後この旧上沼田小学校は隣接している上沼田東公園と一体的

な公園として整備されることとなり、解体することとなりました。

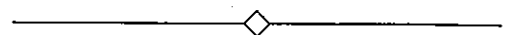
本議案は校舎解体に伴いまして、教育財産の用途を廃止するものでございます。用途廃止は令和元年8月1日でございます。説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたのでこれより本案の審議に入ります。第39号議案について、ご意見ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。よろしいですか。

ないようですので、これより第39号議案「足立区教育財産の用途廃止の承認について」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次に日程第10、第40号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第10、第40号議案「足立区教育財産の用途廃止の承認について」以上。

○教育長 第40号議案について、宮本学校運営部長から説明をお願いいたします。

学校運営部長。

○学校運営部長 お手元資料の34ページ、第40号議案の説明資料をご覧ください。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。千寿青葉中学校は校舎の改築を行うため、現在の校舎を解体いたします。

解体期間中、千寿青葉中学校は仮設校舎に移転いたしますが、学校の位置変更につきましては既に本年第1回教育委員会定例会において、議決をいただいております。本議案は校舎解体

に伴い、教育財産の用途を廃止するというものでございます。

用途廃止は令和元年8月1日でございます。説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第40号議案について、ご意見ご質問がございましたら、委員のご発言をお願いいたします。何かご質疑はありますか。よろしいですか。

ないようですので、これより第40号議案「足立区教育財産の用途廃止の承認について」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に日程第11、第41号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第11、第41号議案「足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について」以上。

○教育長 第41号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いします。

教育指導部長。

○教育指導部長 お手元の資料37ページ、第41号議案説明資料をご覧ください。教育長に対しまして、講師の依頼がございました。これに応じるに当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項の規定に基づき、教育委員会の許可を受ける必要があるため、本案を提出したものでございます。

なお依頼がありました従事内容につきましては地方議会セミナー講師として2事業、自治体職員セミナー講師として3事業、38ページまで記載がございます。

以上の内容でございます。よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。私からは以上です。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これから本案の審議に入ります。第41号議案について、ご意見ご質問がございましたらご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。よろしいですか。

ないようですので、これより第41号議案「足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について」を採決いたします。本案は原案のとおり決するのに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

○教育長 次に日程第12、受理番号1を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第12、受理番号1「2020年度より使用する小学校教科書採択についての陳情」以上。

○教育長 受理番号1の陳情につきまして、荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 お手元の資料39ページ、受理番号1「2020年度より使用する小学校教科書採択についての陳情」をご覧ください。本陳情は、今度行われます教科書採択につきまして7点の要旨を含んだ陳情となっております。1点目が展示会場の増設とアンケート様式の修正、2点目がアンケート結果等の区民意見の正確な伝達、3番目が教員の閲覧や検討時間の保障、4番目が教育委員への正確な情報の伝達、5番目が区民や審議会等への意見、それから日本国憲法や足立区平和と安全の都市宣言の精神、こうしたものを充分酌んで教科書採択を行うようにということ、6番目は教育委員としての自主性をもって採択すること、最後7番目が区民の採択後の教科書の閲覧でございます。

資料には、教育委員が教科書採択を行う手前までの資料づくりのプロセスについて、ご案内をさせていただきます。すなわち、最初に教科用図書研究会を立ち上げて研究を開始し、以後、順次調査委員会、そして審議会へと持ち上げられていきまして、最終的に教育委員会に資料が提出されるものでございます。

なお、教科書展示におけます区民からの意見につきましては、調査委員会、審議会、最終的には教育委員へ提供を差し上げているところでございます。

40ページにお進みください。こちらにつきましては教科書展示についてご案内してございます。教員向けの教科書展示会、区民向けの教科書展示会、記載のとおりでございます。

その他といたしまして、教科用図書審議会、そして教育委員会は公開で扱わせていただいておりますし、採択終了後、採択に関する議事録等を公表しているところでございます。私からの説明は以上です。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本陳情の審議に入ります。

本陳情につきまして、ご意見ご質問がございましたら委員の発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

河本委員。

○河本委員 1番の様式を修正してほしいということですが、現状、区民の方が書かれるアンケート様式はどのようになっている、意見が反映される様式ではないのでしょうか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 以前もいただいておりますので、今回のアンケート、大幅に変更させていただきました。具体的な変更としては、アンケートを書かれる方がチェック式で、答えやすいように項目を変えさせていただいたこと、書く幅が狭いということがありましたので、少し広めにとらせていただいたこと。来年度の工夫としては裏面なども使っていいですよというところも、さらに書き足していきます。色々とブラッシュアップをかけ、今年度は対応させていただいております。

○教育長 よろしいですか。ほかにご意見はございますか。小池委員。

○小池委員 現場の教員の教科書を見る時間の確保として、会場2つと小学校7校で、今回は展示されていたことで、実際に見た教員数、時間とか何か分かることがあったら教えていただきたいのですが。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 今まで教科書採択はこども支援センターげんきのみで教員は閲覧だったのですが、教科書の配付数を大幅に増やすように東京都教育委員会に依頼して、7つの小学校に会場を広げることができましたので、より教員が見やすくなったと思います。

比較の数字はないのですが、今年度は1,070名の教員が閲覧することが可能になりました。

○教育長 小池委員。

○小池委員 現場の教員が教科書を見る環境や時間は充分あったと考えてよろしいでしょうか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 このあたりは小池委員からもいただいていたように、教員の意見をぜひ聞きたいということもございましたので、このような形でとり、十分に確保できたのではないかなと思っております。また教員のアンケートも、今後参考にしながら、来年度中学校の教科書採択にも生かしてまいりたいと思っております。

○教育長 よろしいですか。ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。この本陳情の採択ですけれども、採択、不採択、もう1つ、昨年から主旨採択といって、全部は実現できないかもしれないけれど、方向的には、採択すべき内容だということなところで主旨採択、このいずれかをと

ることができますけれども、いかがいたしましょうか。

小池委員。

○小池委員 この陳情で言われていることはもったいなことだと感じていますし、私たちもそうしなくてはいけないと考えています。ただ、1番の展示会場を東武線沿線以外にも設置ということで、これは時間的に厳しいので、1番については今現状では難しい、でも2番以降は主旨採択でよろしいのではないかと思いますけれども。

○教育長 1番は急には実現できないけれども、ほかの点については実現、あるいは実現の方向にあるのでこの陳情について、主旨採択してはどうかというご意見でしたけれども、ほかの委員はいかがでしょう。

近藤委員。

○近藤委員 賛成です。

○教育長 よろしいですか。それでは本陳情を主旨採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本陳情につきましては主旨採択といたします。

○教育長 次に日程第13、教育長報告を議題といたします。

本日の報告は、第2回足立区議会定例会での主な質疑に対する回答について、私から報告させていただきます。最初に川崎市の事件を受けて、区では通学時の児童の安全対策をどのように行っているのかにつきまして、環境整備について、定期的に通学路の合同点検を実施し、改善を図っているが、この事件後、児童数の多い小学校と集団登校を実施している通学状況の確認を行って、学校に対して児童への交通ルールやマナー遵守の指導・助言を行うとともに、

巡回を強化している警察庁に見守りの継続を要請していく。また「見守る目」については、通学路の防犯カメラの増設のほか、パトロールなど既存の見守り活動の強化や散歩中のながら見守りなど、新たな視点での安全対策の実施に向け、学校・地域・警察連携会議等の機会を通じて学校や警察とともに、保護者や地域の方々に協力を要請していくと答弁しております。

次に、大津市の事件で、散歩中の園児が事故にあったところですが、これについて区では認可保育所などの区内全保育施設に対して、危険箇所などの調査を実施して延べ700カ所について、危険と感じているとの回答がございました。

主な状況としては道路が狭い、信号機が設置されていないということですが、今後の対応について交通規制標識、信号機の設置などについて、区より管轄の警察に要望していく、また区道はもとより、都道、国道についてもそれぞれを管理する関係機関が要望箇所の現地調査を行った上で緊急度の高い場所から必要な対応を実施し、安全を確保していくと答弁させていただきます。

次に、昨年の5月に下校途中に被害にあった新潟市の事件を受け、登下校、特に下校時間の見守りの強化について最も重要な課題と捉えていると。区では防災無線を活用した下校時の安全保障で見守りを呼びかけておりますけれども、今後は保護者や地域の方に具体的な見守り活動を始めていただけるよう働きかけることが大切と考えております。

既に組織的にパトロール等を実施している町会、PTAの方々へのベストあるいは腕章等の貸与などのほか、より多くの方々に身近な協力としての、先ほど申しました散歩中の「ながら見守り」への協力など、見守りの空白地帯解消に向けた防犯対策を強化していくとご答弁しております。

また、国が昨年策定しました登下校防犯プランに基づいて各小学校で防犯の視点からの通学路の合同点検、それから防犯カメラ、これは今年度前半、既に42台を増設しておりますけれども、このほか、防犯街路灯の増設、あるいは青パトの巡回を要請しております。

またこのプランに掲げられております、先ほども申し上げました学校・地域・警察連携会議ですけれども、既に6月までに22の小学校で実施されております。年度内に全ての小学校で実施する予定です。今後はこの会議の意見を踏まえて、さらに防犯カメラの増設などの安全対策を講じていくとともに、各学校での防犯活動を取りまとめて全校に発信し、見守り活動のさらなる活性化に生かしていくと答弁させていただきました。

次に、10月から幼児教育の無償化が始まりますけれども、この対応についてご質問がありました。幼稚園の件です。区では幼稚園の保育料、都内平均月額27,500円と区内の平均月額との差額1,000円を保育料補助として上乗せし、それに加えて教材費など保護者負担分の中から、冷暖房相当分500円を上乗せして、29,000円を上限に補助する予定だと答弁させていただいております。

上乗せ後の保護者の負担がどのくらいになるかですけれども、昨年度の児童数で試算した結果、約7割の児童の保育料が無償となり、残りの3割の児童である約2,400人については、月額1,000円から4,000円の自己負担が残りますけれども、4,000円となるのは100人程度と見込んでいるとご説明させていただきます。

次に、東京オリンピック・パラリンピックにおける子どもたちの競技の観戦についてのご質問がありました。教育委員会としても、これまでのオリンピック・パラリンピック教育の集大成として、より多くの児童・生徒に観戦機会を提供したいと考え、校長会の意見を聞きつつ、

東京都教育委員会と協議し、安全性を考慮した上で、小学校3年生以上の児童・生徒を対象に観戦を提供すると答弁をさせていただいております。

観戦できなかった子どもはどうするのだというご質問をいただいておりますけれども、小学校1、2年生を対象とした直接観戦にかわるレガシーを残すイベント、例えばパブリックビューイングなど区長部局の関連部局と連携して検討に着手したと答弁をさせていただいております。

次に、小中学校のエアコンについてのご質問がありまして、これにつきましては学校体育館の避難所の機能、あるいは教育環境の向上を図るため、可能な限り、早期に設置できるように検討を進めていくとお答えしました。

最後に、義務教育の無償化の立場から、学校給食費も無償にすべきというご質問をいただいているのですが、これについては足立区の就学援助基準が4人家族で年収580万円までの世帯、およそ3分の1の世帯が既に給食費が無料でございます。また全世帯に対して1人1食5円という公費負担を継続しているので、現段階では就学援助基準の見直し、あるいは給食費負担軽減の拡大は考えていないことを答弁させていただいております。

主な質疑をご報告させていただきました。

次に報告事項に入ります。報告事項の質疑については全ての報告事項が終了しましてから、一括でいただきます。よろしく願いいたします。

まず(1)(2)について、小坂教育指導課長、お願いします。

教育指導課長。

○教育指導課長 私からは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における区立小中学校児童・生徒の競技観戦について、報告させていただきます。

先ほど教育長報告もございましたので、その

他として、特別支援学級の児童・生徒についても同様に小学校3年生以上という形で、計画しております。

今後のスケジュールですが、9月から10月に観戦チケットの割り当てが公表されると東京都教育委員会から聞いております。その際、改めてご報告させていただきたいと考えております。

その他、本事業は教育課程として位置づけていきたいということで、小中学校の校長会とも連携しております。

続きまして、資料42ページをお開きください。定例の調査になりますが、東京都教育委員会による体罰の実態把握及び足立区の状況について、報告させていただきます。

調査期間は4番に記載のとおり、11月30日から12月21日となっておりますが、この調査結果の数字は年間で集計したものを表記しております。

この期間に、教職員に関しては校長による聞き取り調査、児童・生徒に関しては質問紙調査及び聞き取り調査において、数値を集計しております。

5番をご覧ください。平成30年度の足立区の結果です。不適切な行為のうち、不適切な指導が1校1件、暴言等が4校5件ございました。また、体罰及び不適切な行為に該当しない行為として、指導の範囲内の行為が12校12件、正当防衛・正当行為が2校4件ございました。

今後も東京都の教職員の服務に関するガイドライン「使命を全うする！」や、随時発行される服務ニュースレターなどを通して、引き続き体罰の根絶に向けて、各校に意識啓発を図ってまいります。48ページ以降、参考まで東京都教育委員会のプレス誌をつけさせていただきました。以上でございます。

○教育長 次に(3)について、五十嵐学校適正配置担当課長、お願いします。

学校適正配置担当課長。

○学校適正配置担当課長 53ページをお開けください。私からは江北小学校と高野小学校の統合校の校名案の選定について、ご報告をいたします。

6月26日に開催いたしました統合地域協議会第5回全体会議におきまして、統合に当たっては江北小学校を存続校とし、高野小学校は廃止することが決定されました。

その理由ですけれども、地域の町名である「江北」を校名とする。これは両方とも江北にある小学校ということでございます。また、両校の歴史に鑑み、今、江北小学校が足立区で一番歴史のある学校であり、高野小学校は元々江北小学校の分校であることがあげられました。

この統合校の校名案を、保護者や地域の方に周知していくため、統合地域協議会ニュースを発行してまいります。

また、多数派の意見として、江北小学校の歴史については新校舎にメモリアルルームを設置して、残していきたいとのことでした。

今後の方針ですが、今回、統合地域協議会から報告された検討結果を尊重して、今後、区として校名を決定してまいります。私からは以上でございます。

○教育長 次に(4)について、安部子ども施設入園課長、お願いします。

子ども施設入園課長。

○子ども施設入園課長 私からは、令和2年4月入所に向けた保育施設利用申込の受付についてご報告させていただきます。54ページでございます。

認可保育所、認定こども園、家庭的保育、小規模保育の利用申込の受付について、以下のとおり実施させていただきます。まず受付期間と受付場所でございますが、受付期間については令和元年11月18日から12月2日まで、こちらは例年と同様のスケジュールでございます。受付時間は記載のとおりで、土曜・日曜日に関してもどこかで受付ができる体制を整え

てもらいますが、11月23日の祝日は受付のお休みをいただきたいと思います。お待ちしております。

利用申込案内の配布場所につきましては、子ども施設入園課ほか、記載のとおりでございます。2番、利用申込対象施設についても記載のとおりでございます。55ページをご覧ください。

次にスケジュールでございます。10月25日に申込案内の配布を開始いたしまして、先ほど申しました期間で受付を行い、12月に入所に関する利用調整を行って、2月上旬には利用調整結果の通知及びご連絡を保護者の方に行えるようスケジュールを組んでおります。

次に4番、小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園後の預け先の確保についてでございます。小規模保育、家庭的保育、あと一部の認可保育園につきましては、2歳又は3歳で卒園となりますので、その後の預け先の確保ということで、昨年度から通常の申し込みに先行して申し込みを受け付ける先行利用調整を実施しております。今年度も8月15日から9月12日の間で実施をしたいと考えております。なお、先行利用調整の詳細、昨年度の実績等については改めてご報告させていただきます。

次に5番、保育コンシェルジュによる相談でございます。当課には保育コンシェルジュが配属されておりますので、日々保護者の方の個々のニーズであるとか家庭状況に適した保育施設の案内、情報提供などを行っております。

申込受付開始に向けまして、特設会場を設置するなど、きめ細かな保護者への対応ができるような相談体制を取ってまいります。

最後に今後の方針でございますが、あだち広報10月25日号に案内記事を掲載するほか、ホームページ、ツイッター・フェイスブックでも周知を図ってまいります。

また、利用調整後につきましても空き状況等に応じて、さらなる利用調整の実施を検討してまいります。私からは以上でございます。

○教育長 次に、(5)について市川生涯学習振興公社事務局長をお願いします。

生涯学習振興公社事務局長。

○生涯学習振興公社事務局長 それでは、私より平成30年度生涯学習振興公社の事業概要と決算についてご説明いたします。本日はこのA4横の事業概要・決算説明書によりご説明をさせていただきます。

まず、1ページをご覧くださいと思います。公社の概要でございます。名称以下、記載のとおりでございますが、公社の基本財産は15億円ございまして、この運用益をもって自主事業を展開しております。

次に組織機構でございますが、決議機関でございます評議委員会以下、記載のとおりでございます。

続きまして、平成30年度経営方針と重点事項でございます。経営方針としましては、区民への生涯学習の機会提供と地域で活躍する人材の育成、活動支援の事業をこれまでの区民等との協働から進化させて、協創により推進することとしております。

重点事項は、「あだち放課後子ども教室の支援充実」「学習・スポーツ・文化の地域活動を担う人材育成と活動支援」「適正な法人運営」となっております。

2ページをお開きください。平成30年度に実施いたしました事業概要を記載してございます。このうち、子どもに関連する主な事業についてのご説明をいたします。まず、1のあだち放課後子ども教室事業でございます。この事業は放課後に学校を会場といたしまして、児童の自由遊びや自主学習を地域の方が見守るもので、足立区の教育委員会から受託して、安定運営の支援とともに全学年及び週5日の開催実施に向けて取り組んでいるものでございます。

平成30年度は全学年実施校が3校増えまして、全69校中66校となり、延べ参加児童

数は、71万1,000人と平成29年度よりも約1万人増加しているところでございます。

放課後子ども教室に係る課題といたしましては、見守りスタッフの確保と体験プログラムの充実の2点がございます。まず、見守りスタッフの確保については、スタッフの声を紹介した募集パンフレットを作成し、地域包括支援センターや区の関連施設、区内大学等に配布するなど、多くの区民への周知に努めました。

次に、子どもたちに多様な体験、交流活動の機会を広げる体験プログラムの充実です。中段(2)の「放課後+One」の活動をご覧ください。この事業は3つの方法で実施をしております。1つ目は、(ア)地域人材活用・体験プログラムです。公社が主催します、あだち子どもサポーター養成講座を修了した地域の方々が、おりがみ教室や読書支援を行い、活躍していただいているところでございます。

2つ目の(イ)団体連携体験プログラムでは、企業やNPO法人等の団体と連携し、ロボットプログラミング教室などのICT体験をはじめ、多様な体験機会を提供いたしました。昨年度は右端に「新規開催」と記載しております4つのプログラムについて、新たに連携をしたところでございます。

3つ目は(ウ)公社企画・体験プログラムでございます。指導者等を必要とせず、スタッフが見守りの中で実施できるプログラムを公社が企画して、導入を進めているものでございます。

次に、2の文化事業でございます。まず(5)(6)の足立ジュニア吹奏楽団の支援です。同吹奏楽団は自主演奏会のほかに演奏依頼にも応じてございまして、東京ドームシティアトラクションズへの参加など、演奏活動の範囲を広げて活躍をしております。

次に(8)の小学校アウトリーチコンサートです。小学校4校の1年生を対象としまして、クラスごとにプロの演奏家による生演奏を行

いますとともに、演奏家とのコミュニケーションを図り、音楽への関心を醸成いたしました。

続きまして(9)児童福祉施設等へのアウトリーチコンサートです。子どもの貧困対策の観点から、新たに児童養護施設と子ども食堂に実施をしたところでございます。

次に3の生涯学習・スポーツ事業です。(1)から(6)のあだち子どもサポーターに関する各講座では、おりがみ、読み語りなどのボランティアを養成し、修了後、放課後子ども教室に携わっていただくとともに、さらに自主的な活動につなげていくために、スキルやモチベーションのアップを図る講座の実施や支援を行っております。

また、(10)読み語りキャラバン隊は講座修了者により結成され、幼稚園・児童館など6施設でお話し会を開催いたしました。事業報告の説明は以上でございます。

次に平成30年度の決算概要について、主な点につきましてご説明をいたします。

3ページをご覧ください。説明に際しましては、表の左端の勘定科目名の横に記載してございます<>番号をお示ししますので、当該箇所をご覧くださいと思います。

平成30年度の公社決算の特徴は、低金利による基本財産等の運用益の減少と、放課後子ども教室のスタッフ謝礼の増加による事業収益の増でございます。

それでは経常収益、つまり公社の収入についてご説明いたします。まず、公社の自主事業の財源となる<2>基本財産15億円の運用益は1,213万円余となっております。低金利のため、前年から106万円余の減となっております。

<9>の事業収益につきましては、放課後子ども教室の実施日数の増に伴いまして、スタッフ謝礼の増加等から2億1,627万円余になりまして281万円余の増となっております。

<11>受取補助金は、職員の給与昇給等により、3億1,224万円余となり、833万円余の増となりました。

<15>経常収益の合計は、5億4,150万余で前年度に比べ973万円余の増となっております。

次に、経費についてご説明いたします。4ページをご覧ください。公社事業に要した経費である公益目的事業会計の経常費用です。

<24>什器備品費が104万円余の皆増となっておりますが、これは放課後子ども教室訪問用の電動自転車を購入したものでございます。<34>事業費合計は4億9,116万円余でございます。前年度に比べまして969万円余の増でございます。

次に5ページをご覧ください。公社の管理経費である法人会計の経常費用でございます。

<50>租税公課が前年度に比べまして231万円余の減となっております。これは平成29年度に消費税の修正申告をさせていただきまして、237万円余を納付したことが原因で生じた差でございます。

<56>管理費合計は5,355万円余となり、対前年度123万円余の増となっております。

6ページをご覧ください。平成30年度の公社財産の増減の状況を記載してございます。1段目の表では、経常外費用が104万円余となっております。これは先ほどお話ししました平成29年度の消費税修正申告に関連した計上処理を平成30年度に行ったものでございます。

2段目の表をご覧ください。先ほど説明いたしました経常収益から経常費用と経常外費用を差し引きますと、<64>の425万円余が収支上マイナスとなっております。このマイナス分は公社の保有してございます一般正味財産から充当いたします。

その結果、<68>でございますが、平成3

0年度末の公社の一般正味財産期末残高は2億6,317万円余となっております。

なお、当公社は公益財団法人でございますので、収支が均衡していることが原則とされてございます。事業規模から考えまして、425万円ほどのマイナスは健全経営の範疇であると捉えてございます。

Ⅱ「指定正味財産」、いわゆる基本財産につきましては<71>期末残高15億円で変更はございません。

最後に、平成30年度末の公社の<72>正味財産期末残高は、一般正味財産と指定正味財産の期末残高の合計17億6,317万円余となっております。

以上、平成30年度の公社の事業と決算の報告を終わります。

○教育長 ただいま所管から5件の報告事項がありました。これらの件につきまして、各委員からご意見ご質問をいただきたいと思います。何かご意見ありますか。いかがでしょうか。

小池委員。

○小池委員 教育長報告の中の、「ながら見守り」についてです。朝の登校は、地域の方が結構見守っていただいていると思うのですが、下校のときはなかなか大人の目が届いていない部分もあると思います。

そこで、ながら見守りで、ぜひ、こうだったらいいかなと思うのは、夕飯のお買い物に行くときに、例えば見守りの腕章をつけて歩いていただくこととかで、犯罪の抑止力になるかなと思うので、そういうこともPTAとか開かれた学校づくり協議会とかを中心に考えていただけると、よりいいかなと思いました。

○教育長 ありがとうございます。自転車に子ども110番の看板つけたりもしていますが、腕章も検討させてください。

ほか、いかがでしょうか。

浅井委員。

○浅井委員 オリンピック、パラリンピックを小

学3年生以上が観戦できることは本当にいい機会だなと思いますけど、これはオリンピック、パラリンピックのどちらを観戦できるのでしようか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 一応各校の要望を聞いてくれることにはなっておりますが、それについては全て東京都が行う形になっております。

低学年に関しましては、授業の始まった9月がいいかなとは思っているので、パラリンピックが当たるといいなと考えているところでございます。

○教育長 浅井委員。

○浅井委員 両方は申し込めないのですね。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 各区で1回になっております。

○教育長 できれば1回ずつということですね、浅井委員。

○浅井委員 そうですね。オリンピックのよさもありますし、パラリンピックの大切さもありますし、本当は両方観戦できると一番よかったなと思いますが、足立区だけではどうしようもないことなので、分かりました。

○教育長 ほか、いかがですか。河本委員。

○河本委員 東京都の体罰の実態把握のところなのですが、足立区として、現在体罰は1件もなかったということで、大変よかったなと思いますが、内容の中に12校12件、指導の範囲内というところがありますが、例えばどういうケースが指導の範囲内になっているのでしょうか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 こちらに該当する内容としては、部活動指導がかなりの割合を占めており、例えばそこで「やらせ過ぎじゃないか」とか「走らせ過ぎだ」という形で保護者から申し入れがあった件について協議させていただいた件や、指導上で肩をつかんだ件。あとは注意、警告、叱責で括られるような範囲が、こちらの指導の

範囲内というところで東京都教育委員会と協議した結果、該当した内容でございます。

○教育長 よろしいですか。

小池委員。

○小池委員 公社の活動の中で、アウトリーチコンサートを児童福祉施設や、子ども食堂で実施したということですが、非常にありがたいし、今後も続けていっていただけたらと思います。

○教育長 生涯学習振興公社学習事業部長。

○生涯学習振興公社学習事業部長。 クリスマスヴィレッジと、あと鹿浜の「いちか」という子ども食堂等で実施をしております、お越しいただいた方も大変喜んでいただきました。

今年度につきましては、ひとり親家庭の方々にこちらから発信をしまして、0歳から楽しんでいただけるコンサートを計画してございます。

○教育長 よろしいですか。ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。ないようですので、報告事項を終了させていただきます。その他何かございますか。よろしいですか。

ないようですので、以上をもちまして本年第7回足立区教育委員会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後3時58分閉会

令和元年 第 7 回
足立区教育委員会定例会

日 時 令和元年 7 月 4 日 木曜日 午後 3 時 0 0 分開議
会 場 教育委員会室

1 議 事 日 程	頁
日程第 1 第 3 1 号議案 足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について……………	1
日程第 2 第 3 2 号議案 足立区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則の送付について……………	8
日程第 3 第 3 3 号議案 足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則	1 5
日程第 4 第 3 4 号議案 足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則	1 8
日程第 5 第 3 5 号議案 足立区立図書館館則の一部を改正する規則……………	2 1
日程第 6 第 3 6 号議案 足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会委員の委嘱及び任命について……………	別冊
日程第 7 第 3 7 号議案 足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会への諮問について……………	2 4
日程第 8 第 3 8 号議案 足立区教育財産の用途変更の承認について……………	2 6
日程第 9 第 3 9 号議案 足立区教育財産の用途廃止の承認について……………	2 9
日程第 1 0 第 4 0 号議案 足立区教育財産の用途廃止の承認について……………	3 2
日程第 1 1 第 4 1 号議案 足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について……………	3 5
日程第 1 2 受理番号 1 2 0 2 0 年度より使用する小学校教科書採択についての陳情	3 9
日程第 1 3 教育長報告	

裏面へ続く

2 報告事項

- (1) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会における子どもの競技観戦について
《小坂 教育指導課長》 4 1
- (2) 東京都教育委員会による体罰の実態把握および足立区の状況について
《小坂 教育指導課長》 4 2
- (3) 江北小学校と高野小学校の統合校の校名案の選定について
《五十嵐 学校適正配置担当課長》 5 3
- (4) 令和 2 年 4 月入所に向けた保育施設利用申込の受付について
《安部 子ども施設入園課長》 5 4
- (5) 平成 3 0 年度公益財団法人足立区生涯学習振興公社事業・決算報告について
《市川 生涯学習振興公社事務局長》 別冊

3 情報連絡事項

- (1) 明海大学連携事業（明海大学留学生と区内児童・生徒の交流事業）の進捗状況について
[学力定着推進課] 5 6
- (2) 「東京マイ・タイムライン」の活用について
[教育指導課] 5 7
- (3) 区立小中学校に在籍する外国籍及び帰国児童・生徒に対する日本語指導に関する検討状況について
[教育指導課] 5 8
- (4) 事業実施報告・実施予定
[青少年課] 6 0
- (5) 令和元年度 第 1 回保育再就職セミナーの実施結果について [子ども施設整備課] 6 2
- (6) 「不登校の子を持つ保護者のための交流会」の開催について [教育相談課] 6 3
- (7) 西部地域における不登校児童・生徒に対する居場所支援事業について [教育相談課] 6 4
- (8) 行事实施結果・実施予定 [生涯学習振興公社] 6 5

第 3 1 号議案

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について
上記の議案を提出する。

令和元年 7 月 4 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年足立区条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「適用しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の 2 項を加える。

4 区長は、家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 5 9 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 2 0 人以上のものに限る。）であって、区長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

（1） 子ども・子育て支援法第 5 9 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第 6 条の 3 第 1 2 項に規定する業務を目的とするものに限る。）

（2） 法第 6 条の 3 第 1 2 項及び第 3 9 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第 1 6 条第 2 項第 3 号中「乳幼児の食事」を「利用乳幼児の食事」に

改め、「付則第2条第2項において同じ。」を削る。

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、区長が適当と認めるもの（付則第3条において「特定保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

付則第2条第2項中「（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

付則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「（特定保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、同条中「第6条」を「第6条第1項本文」に、「5年」を「10年」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第 3 1 号 議 案 説 明 資 料

令和元年7月4日

件名	足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について										
所管部課名	子ども家庭部子ども施設入園課										
内容	足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年足立区条例第54号）の一部を次のように改正する。 1 改正の理由 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（平成31年3月厚生労働省令第49号）が公布されたため、これに伴い条例の改正を行う。 2 主な改正内容 （1）給食提供を要しない期間の延長 家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅以外において実施されるものについては、居宅において実施されているものと同様、給食提供を要しない期間を平成27年4月1日から10年間とする。 （2）連携施設を確保しないことができる期間の延長 連携施設の確保が著しく困難であって、必要な支援を行うことができると市町村が認めるときは、平成27年4月1日から10年間は連携施設を確保しないことができる。										
	<table><tr><td></td><td>改正後</td><td>改正前</td></tr><tr><td>給食提供を要しない期間 （家庭的保育者の居宅以外において実施されるもの）</td><td>平成27年4月1日から<u>10年間</u></td><td>平成27年4月1日から<u>5年間</u></td></tr><tr><td>連携施設を確保しないことができる期間</td><td>平成27年4月1日から<u>10年間</u></td><td>平成27年4月1日から<u>5年間</u></td></tr></table>				改正後	改正前	給食提供を要しない期間 （家庭的保育者の居宅以外において実施されるもの）	平成27年4月1日から <u>10年間</u>	平成27年4月1日から <u>5年間</u>	連携施設を確保しないことができる期間	平成27年4月1日から <u>10年間</u>
	改正後	改正前									
給食提供を要しない期間 （家庭的保育者の居宅以外において実施されるもの）	平成27年4月1日から <u>10年間</u>	平成27年4月1日から <u>5年間</u>									
連携施設を確保しないことができる期間	平成27年4月1日から <u>10年間</u>	平成27年4月1日から <u>5年間</u>									
今後の方針	施行年月日 公布の日から施行する										

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現行	改正案
○足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月30日条例第54号 改正 平成28年6月23日条例第49号 平成30年10月22日条例第62号 足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布する。 足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (中略) 第1条～第5条 (略) (保育所等との連携) 第6条 (略) 2 区長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。 (1)・(2) (略) 3 (略) (新設) (新設)	○足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月30日条例第54号 改正 平成28年6月23日条例第49号 平成30年10月22日条例第62号 足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布する。 足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (中略) 第1条～第5条 (現行のとおり) (保育所等との連携) 第6条 (現行のとおり) 2 区長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。 (1)・(2) (現行のとおり) 3 (現行のとおり) 4 区長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。 5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、区長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

現行	改正案
第7条～第15条 (略) (食事の提供の特例) 第16条 (略) 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。 (1)～(2) (略) (3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供やアレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができるとして区が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。付則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。） 第17条～第44条 (略) (連携施設に関する特例)	(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。） (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの 第7条～第15条 (現行のとおり) (食事の提供の特例) 第16条 (現行のとおり) 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。 (1)～(2) (現行のとおり) (3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供やアレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができるとして区が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。付則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。） 第17条～第44条 (現行のとおり) (連携施設に関する特例)

現行	改正案
第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。 (新設)	第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、区長が適当と認めるもの(付則第3条において「特定保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことである。	2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、区長が適当と認めるもの(付則第3条において「特定保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことである。
第46条～第49条 (略) 付 則 (施行期日) 第1条 (略) (食事の提供の経過措置) 第2条 (略)	第46条～第49条 (現行のとおり) 付 則 (施行期日) 第1条 (現行のとおり) (食事の提供の経過措置) 第2条 (現行のとおり)
2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子	2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等(特定保育所型事業所内保育事業者を除く。)

現行	改正案
ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると区長が認める場合は、第6条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 第4条～第5条 (略)	は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると区長が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 第4条～第5条 (現行のとおり) この条例は、公布の日から施行する。

第 3 2 号議案

足立区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則の送付について

上記の議案を提出する。

令和元年 7 月 4 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則

足立区青少年問題協議会条例施行規則（昭和 4 1 年足立区規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「ものとする。」を「者のうちから、区長が委嘱する。」に改め、同項第 8 号を次のように改める。

（ 8 ） 公益財団法人足立区生涯学習振興公社の事務局長又は部長

第 2 条第 2 項各号列記以外の部分中「ものとする。」を「者のうちから、区長が任命する。」に改め、同項第 3 号から第 1 2 号までを次のように改める。

（ 3 ） 政策経営部に所属する管理職（部長、課長その他これらに相当する職にある者をいう。以下同じ。）

（ 4 ） 危機管理部に所属する管理職

（ 5 ） 地域のちから推進部に所属する管理職

（ 6 ） 産業経済部に所属する管理職

（ 7 ） 福祉部に所属する管理職

（ 8 ） 衛生部に所属する管理職

（ 9 ） 都市建設部に所属する管理職

（ 1 0 ） 教育委員会事務局教育指導部に所属する管理職

（ 1 1 ） 教育委員会事務局学校運営部に所属する管理職

（ 1 2 ） 教育委員会事務局子ども家庭部に所属する管理職

第 5 条第 2 項中「の職員」の次に「（協議会の委員である者を除

く。) 」を加え、同条第 3 項を削り、同条第 4 項を同条第 3 項とし、同条第 5 項を同条第 4 項とし、同条第 6 項を同条第 5 項とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

青少年問題協議会の委員の構成を変更する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 3 2 号 議 案 説 明 資 料

令和元年 7 月 4 日

件 名	足立区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則の送付について
所 管 部 課 名	子ども家庭部青少年課
内 容	1 改正理由 青少年問題対策に、女性及び若手管理職員の視点を生かす観点から、足立区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する。 2 主な改正内容 別紙 足立区青少年問題協議会条例施行規則新旧対照表 (1) 第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「ものとする。」を「者のうちから、区長が委嘱する。」に改める。また、同項第 8 号の「公益財団法人足立区生涯学習振興公社事務局」を「公益財団法人足立区生涯学習振興公社の事務局長又は部長」に改める。 (2) 第 2 条第 2 項各号列記以外の部分中「ものとする。」を「者のうちから、区長が任命する。」に改める。 同項第 3 号から第 1 2 号までを特定の管理職から部内に所属する管理職へ改める。 (3) 第 5 条第 2 項中「の職員」の次に「（協議会の委員である者を除く。）」を加える。 同条第 3 項を削り、同条第 4 項を同条第 3 項とし、同条第 5 項を同条第 4 項とし、同条第 6 項を同条第 5 項とする。 3 施行年月日 公布の日から施行する。
今後の方針	

足立区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前	改正後
○足立区青少年問題協議会条例施行規則 昭和41年4月1日規則第2号	○足立区青少年問題協議会条例施行規則 昭和41年4月1日規則第2号
改正 足立区青少年問題協議会条例施行規則を公布する。 足立区青少年問題協議会条例施行規則	改正 足立区青少年問題協議会条例施行規則を公布する。 足立区青少年問題協議会条例施行規則
(目的) 第1条 この規則は、足立区青少年問題協議会条例（昭和41年3月足立区条例第13号。以下「条例」という。）に基づき、足立区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (委員) 第2条 条例第3条第4号に定める関係行政機関等の職員は、次の各号に掲げる職にあるものとする。	(目的) 第1条 この規則は、足立区青少年問題協議会条例（昭和41年3月足立区条例第13号。以下「条例」という。）に基づき、足立区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (委員) 第2条 条例第3条第4号に定める関係行政機関等の職員は、次の各号に掲げる職にある者のうちから、区長が委嘱する。
(1) 千住警察署長 (2) 西新井警察署長 (3) 綾瀬警察署長 (4) 竹の塚警察署長 (5) 足立公共職業安定所長 (6) 足立児童相談所長 (7) 警視庁台東少年センター所長 (8) 公益財団法人足立区生涯学習振興公社事務局長 2 条例第3条第5号に定める足立区に勤務する職員は、次の各号に掲げる職にあるものとする。	(1) 千住警察署長 (2) 西新井警察署長 (3) 綾瀬警察署長 (4) 竹の塚警察署長 (5) 足立公共職業安定所長 (6) 足立児童相談所長 (7) 警視庁台東少年センター所長 (8) 公益財団法人足立区生涯学習振興公社の事務局長又は部長 2 条例第3条第5号に定める足立区に勤務する職員は、次の各号に掲げる職にある者のうちから、区長が任命する。
(1) 副区長 (2) 教育長 (3) 政策経営部参事（子どもの貧困対策担当）	(1) 副区長 (2) 教育長 (3) 政策経営部に所属する管理職（部長、課長その他これらに相当する

改正前	改正後
(4) <u>危機管理部長</u> (5) <u>地域のちから推進部長</u> (6) <u>産業経済部長</u> (7) <u>福祉部長</u> (8) <u>衛生部長</u> (9) <u>都市建設部長</u> (10) <u>教育委員会事務局教育指導部長</u> (11) <u>教育委員会事務局学校運営部長</u> (12) <u>教育委員会事務局子ども家庭部長</u> (協議会) 第3条 協議会は、年2回開催するものとする。 2 区長は、必要があると認めるときは、臨時に協議会を招集することができる。 (議案の提出) 第4条 委員が議案を提出しようとするときは、件名、提案理由及び必要な資料を添え、協議会開催の前日までに会長に提出するものとする。 (幹事、書記及び事務局) 第5条 協議会に幹事及び書記を置く。 2 幹事及び書記は、足立区に勤務する職員及び関係行政機関等の職員のうちから、区長が任命又は委嘱する。 3 幹事は、次に掲げる職にあるものとする。 (1) 千住警察署生活安全課長 (2) 西新井警察署生活安全課長 (3) 綾瀬警察署生活安全課長 (4) 竹の塚警察署生活安全課長 (5) 足立公共職業安定所統括職業指導官 (6) 足立児童相談所児童福祉司	職にある者をいう。以下同じ。) (4) <u>危機管理部に所属する管理職</u> (5) <u>地域のちから推進部に所属する管理職</u> (6) <u>産業経済部に所属する管理職</u> (7) <u>福祉部に所属する管理職</u> (8) <u>衛生部に所属する管理職</u> (9) <u>都市建設部に所属する管理職</u> (10) <u>教育委員会事務局教育指導部に所属する管理職</u> (11) <u>教育委員会事務局学校運営部に所属する管理職</u> (12) <u>教育委員会事務局子ども家庭部に所属する管理職</u> (協議会) 第3条 協議会は、年2回開催するものとする。 2 区長は、必要があると認めるときは、臨時に協議会を招集することができる。 (議案の提出) 第4条 委員が議案を提出しようとするときは、件名、提案理由及び必要な資料を添え、協議会開催の前日までに会長に提出するものとする。 (幹事、書記及び事務局) 第5条 協議会に幹事及び書記を置く。 2 幹事及び書記は、足立区に勤務する職員及び関係行政機関等の職員（協議会の委員である者を除く。）のうちから、区長が任命又は委嘱する。 (削除)

改正前	改正後
(7) 警視庁台東少年センター主査 (8) 公益財団法人足立区生涯学習振興公社総務部長 (9) 政策経営部政策経営課長 (10) 政策経営部副参事（子どもの貧困対策担当） (11) 地域のちから推進部地域調整課長 (12) 地域のちから推進部住区推進課長 (13) 地域のちから推進部地域文化課長 (14) 地域のちから推進部スポーツ振興課長 (15) 産業経済部企業経営支援課長 (16) 福祉部福祉管理課長 (17) 福祉部くらしとごとの相談センター所長 (18) 衛生部衛生管理課長 (19) 都市建設部企画調整課長 (20) 教育委員会事務局指導部教育政策課長 (21) 教育委員会事務局指導部教育指導課長 (22) 教育委員会事務局学校運営部学校支援課長 (23) 教育委員会事務局子ども家庭部子ども政策課長 (24) 教育委員会事務局子ども家庭部青少年課長	幹事は、委員を補佐し、関係行政機関等相互の連絡調整を図るものとす る。
4 幹事は、委員を補佐し、関係行政機関等相互の連絡調整を図るものとす る。 5 書記は、会長の命を受け、協議会の事務に従事する。 6 協議会の事務局は、教育委員会事務局子ども家庭部青少年課に置く。 （会議録の作成）	3 幹事は、委員を補佐し、関係行政機関等相互の連絡調整を図るものとす る。 4 書記は、会長の命を受け、協議会の事務に従事する。 5 協議会の事務局は、教育委員会事務局子ども家庭部青少年課に置く。 （会議録の作成）
第6条 会長は、会議終了後速やかに会議録を作成し、これを保管しなければ ならない。 （会議録の記載事項）	第6条 会長は、会議終了後速やかに会議録を作成し、これを保管しなければ ならない。
第7条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 （1） 議題及び議事概要	第7条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 （1） 議題及び議事概要

改正前	改正後
(2) 出席した委員の氏名 (3) その他会長が必要と認めた事項 (委任) 第8条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。	(2) 出席した委員の氏名 (3) その他会長が必要と認めた事項 (委任) 第8条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。 付 則 この規則は、公布の日から施行する。

第 3 3 号議案

足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和元年 7 月 4 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
足立区生涯学習センター条例施行規則（平成 1 2 年教育委員会規則第
1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条を第 1 9 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（指定管理の指定期間の特例）

第18条 教育委員会は、条例第17条第2項の規定により特別な事情がある
と認め、指定管理者を公募しないとした場合であって、かつ、足立区生
涯学習関連施設指定管理者選定審査会が条例第18条第2項により、現に
指定されている指定管理者の指定期間を延長することが学習センターの
目的を最も効果的に実現できると認めた場合は、指定管理の指定期間を
延長できるものとする。

付 則

この規則は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

（提案理由）

令和元年度の指定管理者公募の延期に伴い、足立区地域学習センター条
例施行規則において現指定管理者の指定期間の延長についての条文を定
める必要があります。同様に指定管理者制度導入施設である足立区生涯学
習センター条例施行規則についても、同内容の条文を定める必要があるた
め、この規則案を提出いたします。

第 3 3 号 議 案 説 明 資 料

令和元年 7 月 4 日

件 名	足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	地域のちから推進部地域文化課
内 容	1 改正の理由 令和元年度の指定管理者公募の延期に伴い、足立区地域学習センター条例施行規則において現指定管理者の指定期間の延長についての条文を定める必要がある。ついては、同様に指定管理者制度導入施設である足立区生涯学習センター条例施行規則についても、同内容の条文を定める必要があるため。 2 改正内容 別紙 新旧対照表のとおり 3 施行年月日 令和元年 8 月 1 日
今後の方針	令和元年 8 月足立区議会閉会中における区民委員会にて報告する。また、区民や利用者に対し、区ホームページで周知を行う。

足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
○足立区生涯学習センター条例施行規則 平成12年 3 月31日教育委員会規則第12号 第 1 条～第17条 (省略) (委任) 第18条 この規則について必要な事項は、教育長が定める。 別表第 1 (第 8 条関係)～別表第 4 (第 9 条関係) (省略) 様式第 1 号 (第 2 条関係)～様式第15号 (第15条関係) (省略)	○足立区生涯学習センター条例施行規則 平成12年 3 月31日教育委員会規則第12号 第 1 条～第17条 (現行のとおり) (指定管理の指定期間の特例) 第18条 教育委員会は、条例第17条第 2 項の規定により特別な事情がある と認め、指定管理者を公募しないとした場合であって、かつ、足立区生涯学 習関連施設指定管理者選定審査会が条例第18条第 2 項により、現に指定され ている指定管理者の指定期間を延長することが学習センターの目的を最も効 果的に実現できると認めた場合は、指定管理の指定期間を延長できるものと する。 (委任) 第19条 この規則について必要な事項は、教育長が定める。 付 則 (令和元年 7 月 4 日教委規則第 号) この規則は、令和元年 8 月 1 日から施行する。 別表第 1 (第 8 条関係)～別表第 4 (第 9 条関係) (現行のとおり) 様式第 1 号 (第 2 条関係)～様式第15号 (第15条関係) (現行のとおり)

第 3 4 号議案

足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和元年 7 月 4 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
足立区地域学習センター条例施行規則（平成 1 3 年足立区教育委員会
規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条を第 1 9 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（指定管理の指定期間の特例）

第18条 教育委員会は、条例第17条第2項の規定により特別な事情がある
と認め、指定管理者を公募しないとした場合であって、かつ、足立区生
涯学習関連施設指定管理者選定審査会が条例第18条第2項により、現に
指定されている指定管理者の指定期間を延長することが地域学習センタ
ーの目的を最も効果的に実現できると認めた場合は、指定管理の指定期
間を延長できるものとする。

付 則

この規則は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

（提案理由）

令和元年度の指定管理者公募の延期に伴い、現指定管理者の指定期間の
延長についての規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いた
します。

第 3 4 号 議 案 説 明 資 料

令和元年 7 月 4 日

件 名	足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	地域のちから推進部地域文化課
内 容	1 改正の理由 令和元年度の指定管理者公募の延期に伴い、現指定管理者の指定期間の延長について、条文を定める必要があるため。 2 改正内容 別紙 新旧対照表のとおり 3 施行年月日 令和元年 8 月 1 日
今後の方針	令和元年 8 月足立区議会閉会中における区民委員会にて報告する。また、区民や利用者に対し、区ホームページで周知を行う。

足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
○足立区地域学習センター条例施行規則 平成13年3月30日教育委員会規則第17号 第1条～第17条 (省略) (委任) 第18条 この規則について必要な事項は、教育長が定める。 別表第1 (第5条関係)～別表第3 (第6条関係) (省略) 様式第1号 (第2条関係)～様式第15号 (第13条関係) (省略)	○足立区地域学習センター条例施行規則 平成13年3月30日教育委員会規則第17号 第1条～第17条 (現行のとおり) (指定管理の指定期間の特例) 第18条 教育委員会は、条例第17条第2項の規定により特別な事情がある と認め、指定管理者を公募しないとした場合であつて、かつ、足立区生涯学 習関連施設指定管理者選定審査会が条例第18条第2項により、現に指定され ている指定管理者の指定期間を延長することが地域学習センターの目的を 最も効果的に実現できると認めた場合は、指定管理の指定期間を延長できる ものとする。 (委任) 第19条 この規則について必要な事項は、教育長が定める。 付 則 (令和元年7月4日教委規則第 号) この規則は、令和元年8月1日から施行する。 別表第1 (第5条関係)～別表第3 (第6条関係) (現行のとおり) 様式第1号 (第2条関係)～様式第15号 (第13条関係) (現行のとおり)

第 3 5 号議案

足立区立図書館館則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和元年 7 月 4 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区立図書館館則の一部を改正する規則
足立区立図書館館則（昭和 6 2 年足立区教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

館則第 2 7 条を第 2 8 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（指定管理の指定期間の特例）

第27条 教育委員会は、条例第 5 条第 2 項の規定により特別な事情があると認め、指定管理者を公募しないとした場合であって、かつ、足立区生涯学習関連施設指定管理者選定審査会が条例第 6 条第 2 項により、現に指定されている指定管理者の指定期間を延長することが図書館の目的を最も効果的に実現できると認めた場合は、指定管理の指定期間を延長できるものとする。

付 則

この規則は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

（提案理由）

令和元年度の指定管理者公募の延期に伴い、現指定管理者の指定期間の延長についての規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 3 5 号 議 案 説 明 資 料

令和元年 7 月 4 日

件 名	足立区立図書館館則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	地域のちから推進部中央図書館
内 容	1 改正の理由 令和元年度の指定管理者公募の延期に伴い、現指定管理者の指定期間の延長について、条文を定める必要があるため。 2 改正内容 別紙 新旧対照表のとおり 3 施行年月日 令和元年 8 月 1 日
今後の方針	令和元年 8 月足立区議会閉会中における区民委員会にて報告する。また、区民や利用者に対し、区ホームページで周知を行う。

足立区立図書館規則の一部を改正する規則 新旧対照表 (案)

改正前		改正後
○足立区立図書館規則	○足立区立図書館規則	
昭和62年9月9日教育委員会規則第5号	昭和62年9月9日教育委員会規則第5号	
第1条～第26条 (省略)	第1条～第26条 (現行のとおり)	
(委任)	(指定管理の指定期間の特例)	
第27条 この規則の施行について必要な事項は、教育委員会教育長が定める。	第27条 教育委員会は、条例第5条第2項の規定により特別な事情がある と認め、指定管理者を公募しないとした場合であつて、かつ、足立区生涯学 習関連施設指定管理者選定審査会が条例第6条第2項により、現に指定され ている指定管理者の指定期間を延長することが図書館の目的を最も効果的 に実現できると認めた場合は、指定管理の指定期間を延長できるものとす る。	
	(委任)	
	第28条 この規則の施行について必要な事項は、教育委員会教育長が定め る。	
	付 則 (令和元年7月4日教委規則第 号) この規則は、令和元年8月1日から施行する。	
別表第1 (第10条関係)～別表第4 (第16条関係) (省略) 様式第1号 (削除)～様式第9号 (第23条関係) (省略)	別表第1 (第10条関係)～別表第4 (第16条関係) (現行のとおり) 様式第1号 (削除)～様式第9号 (第23条関係) (現行のとおり)	

第 37 号議案

足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会への諮問について

上記の議案を提出する。

令和元年 7 月 4 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会への諮問について

下記のとおり足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会へ諮問する。

記

諮問事項

子ども・子育て支援新制度が適用される次の教育・保育施設等に係る利用者負担の無償化等について

(1) 教育・保育施設

幼稚園、認定こども園、認可保育所

(2) 地域型保育

小規模保育、家庭的保育等

(提案理由)

令和元年 10 月 1 日から実施される幼児教育・保育の無償化をふまえ、教育・保育施設等利用者負担の無償化等の検討を行うため、足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会へ諮問する必要があるので、この案を提出いたします。

第 3 7 号 議 案 説 明 資 料

令和元年 7 月 4 日

件 名	足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会への諮問について
所 管 部 課 名	子ども家庭部 子ども政策課、子ども施設入園課
内 容	1 諮問の理由 令和元年10月1日から実施される幼児教育・保育の無償化をふまえ、教育・保育施設等利用者負担の無償化等の検討を行うため、足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会条例及び同条例施行規則に基づき、利用者負担の無償化等について諮問する。 2 諮問内容 子ども・子育て支援新制度が適用される次の教育・保育施設等に係る利用者負担の無償化等について (1) 教育・保育施設 幼稚園、認定こども園、認可保育所 (2) 地域型保育 小規模保育、家庭的保育等 3 開催期日 審議会は2回開催を予定している。 第1回 令和元年7月16日(火) 午前10時30分～正午 第2回 令和元年8月5日(月) 午前10時～正午
今後の方針	足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会の答申内容を尊重し、利用者負担を決定する。

第 38 号議案

足立区教育財産の用途変更の承認について
上記の議案を提出する。

令和元年 7 月 4 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区教育財産の用途変更の承認について
下記のとおり教育財産の用途変更を承認する。

記

1 用途変更する教育財産

名 称	こども家庭支援センター（土地）
所 在 地	東京都足立区東綾瀬一丁目 5 番 17 号
種 類	別紙のとおり
面 積	別紙のとおり
用途変更の日	令和元年 7 月 22 日

（提案理由）

綾瀬小学校及び東綾瀬中学校の改築に伴い、旧こども家庭支援センターの用地を仮設校舎建設用地として使用するにあたり、教育財産の用途を変更する必要があるので、この案を提出いたします。

【用途変更する教育財産の内訳】

種類	名 称	面 積	価 格（千円）
土地	こども家庭支援センター	7,379.96㎡	3,251,008

第 3 8 号 議 案 説 明 資 料

令和元年 7 月 4 日

件 名	足立区教育財産の用途変更の承認について										
所管部課名	子ども家庭部子ども政策課										
内 容	1 提案理由 綾瀬小学校及び東綾瀬中学校の改築に伴い、旧こども家庭支援センターの用地を仮設校舎建設用地として使用するにあたり、教育財産の用途を変更する必要があるため。 2 用途変更する教育財産 (1) 名 称 こども家庭支援センター（土地） (2) 所在地 東京都足立区東綾瀬一丁目 5 番 1 7 号 (3) 内 訳 <table border="1"> <tr> <th>種 類</th><th>名 称</th><th>面 積</th><th>価 格（千円）</th></tr> <tr> <td>土 地</td><td>こども家庭支援センター</td><td>7,379.96 m²</td><td>3,251,008</td></tr> </table> 3 用途変更の日 令和元年 7 月 2 2 日			種 類	名 称	面 積	価 格（千円）	土 地	こども家庭支援センター	7,379.96 m ²	3,251,008
種 類	名 称	面 積	価 格（千円）								
土 地	こども家庭支援センター	7,379.96 m ²	3,251,008								
今後の方針	教育委員会で議決後、足立区公有財産規則に基づき、資産管理課長あて行政財産の用途変更について協議し、学校運営部学校施設課に財産の所管換えを行う。										

第 3 9 号議案

足立区教育財産の用途廃止の承認について
上記の議案を提出する。

令和元年 7 月 4 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区教育財産の用途廃止の承認について
下記のとおり教育財産の用途廃止を承認する。

記

1 用途廃止する教育財産

名 称	上沼田小学校
所 在 地	東京都足立区江北六丁目 1 0 番 2 号
種 類	別紙のとおり
名 称	別紙のとおり
数 量	別紙のとおり
価 格	別紙のとおり
用途廃止の日	令和元年 8 月 1 日

(提案理由)

校舎解体に伴って、教育財産の用途廃止をする必要があるので、この案を提出いたします。

別紙

(内訳)

上沼田小学校

足立区江北六丁目10番2号

種 類	名 称	数 量	価 格
建 物	校舎1	2,565.61 m ²	194,591,000
建 物	校舎2	1,346.20 m ²	77,538,000
建 物	校舎3	989.42 m ²	64,355,000
建 物	校舎4	1,137.69 m ²	118,864,000
建 物	倉庫1	19.44 m ²	572,000
建 物	倉庫2	19.44 m ²	572,000
建 物	給食シャワー室	3.00 m ²	478,000
建 物	陶芸小屋	11.40 m ²	1,035,000
工作物	プール	1 基	27,420,000
工作物	門	4 基	3,388,000
工作物	フェンス	113 m	2,433,000
工作物	止水版、他	6 基	1,229,000
立 木	イチョウ、他	1,082 本	2,044,000

第 3 9 号 議 案 説 明 資 料

令和元年 7 月 4 日

件 名	足立区教育財産の用途廃止の承認について																																																										
所 管 部 課 名	学校運営部学校施設課																																																										
内 容	1 提案の理由 校舎解体に伴い、教育財産の用途廃止をする必要があるため、本案を提出する。 2 用途廃止する財産 (1) 名 称 上沼田小学校（鹿浜五色桜小学校旧校舎） (2) 所在地 足立区江北六丁目 1 0 番 2 号 (3) 種類、名称、数量及び価格 <table> <tr> <th>種 類</th><th>名 称</th><th>数 量</th><th>価 格</th></tr> <tr> <td>建 物</td><td>校舎 1</td><td>2,565.61 m²</td><td>194,591,000</td></tr> <tr> <td>建 物</td><td>校舎 2</td><td>1,346.20 m²</td><td>77,538,000</td></tr> <tr> <td>建 物</td><td>校舎 3</td><td>989.42 m²</td><td>64,355,000</td></tr> <tr> <td>建 物</td><td>校舎 4</td><td>1,137.69 m²</td><td>118,864,000</td></tr> <tr> <td>建 物</td><td>倉庫 1</td><td>19.44 m²</td><td>572,000</td></tr> <tr> <td>建 物</td><td>倉庫 2</td><td>19.44 m²</td><td>572,000</td></tr> <tr> <td>建 物</td><td>給食シャワー室</td><td>3.00 m²</td><td>478,000</td></tr> <tr> <td>建 物</td><td>陶芸小屋</td><td>11.40 m²</td><td>1,035,000</td></tr> <tr> <td>工作物</td><td>プール</td><td>1 基</td><td>27,420,000</td></tr> <tr> <td>工作物</td><td>門</td><td>4 基</td><td>3,388,000</td></tr> <tr> <td>工作物</td><td>フェンス</td><td>113 m</td><td>2,433,000</td></tr> <tr> <td>工作物</td><td>止水版、他</td><td>6 基</td><td>1,229,000</td></tr> <tr> <td>立 木</td><td>イチョウ、他</td><td>1,082 本</td><td>2,044,000</td></tr> </table> 3 用途廃止の日 令和元年 8 月 1 日			種 類	名 称	数 量	価 格	建 物	校舎 1	2,565.61 m ²	194,591,000	建 物	校舎 2	1,346.20 m ²	77,538,000	建 物	校舎 3	989.42 m ²	64,355,000	建 物	校舎 4	1,137.69 m ²	118,864,000	建 物	倉庫 1	19.44 m ²	572,000	建 物	倉庫 2	19.44 m ²	572,000	建 物	給食シャワー室	3.00 m ²	478,000	建 物	陶芸小屋	11.40 m ²	1,035,000	工作物	プール	1 基	27,420,000	工作物	門	4 基	3,388,000	工作物	フェンス	113 m	2,433,000	工作物	止水版、他	6 基	1,229,000	立 木	イチョウ、他	1,082 本	2,044,000
種 類	名 称	数 量	価 格																																																								
建 物	校舎 1	2,565.61 m ²	194,591,000																																																								
建 物	校舎 2	1,346.20 m ²	77,538,000																																																								
建 物	校舎 3	989.42 m ²	64,355,000																																																								
建 物	校舎 4	1,137.69 m ²	118,864,000																																																								
建 物	倉庫 1	19.44 m ²	572,000																																																								
建 物	倉庫 2	19.44 m ²	572,000																																																								
建 物	給食シャワー室	3.00 m ²	478,000																																																								
建 物	陶芸小屋	11.40 m ²	1,035,000																																																								
工作物	プール	1 基	27,420,000																																																								
工作物	門	4 基	3,388,000																																																								
工作物	フェンス	113 m	2,433,000																																																								
工作物	止水版、他	6 基	1,229,000																																																								
立 木	イチョウ、他	1,082 本	2,044,000																																																								
今後の方針	教育委員会で議決後、足立区公有財産規則に基づき、資産管理課長あて行政財産の用途廃止について協議し、資産管理部に引き継ぐ。																																																										

第 4 0 号議案

足立区教育財産の用途廃止の承認について
上記の議案を提出する。

令和元年 7 月 4 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区教育財産の用途廃止の承認について
下記のとおり教育財産の用途廃止を承認する。

記

1 用途廃止する教育財産

名 称	千寿青葉中学校
所 在 地	東京都足立区千住宮元町 2 7 番 6 号
種 類	別紙のとおり
名 称	別紙のとおり
数 量	別紙のとおり
価 格	別紙のとおり
用途廃止の日	令和元年 8 月 1 日

(提案理由)

校舎解体に伴って、教育財産の用途廃止をする必要があるので、この案を提出いたします。

別紙

(内訳)

千寿青葉中学校

足立区千住宮元町27番6号

種 類	名 称	数 量	価 格
建 物	校舎 1	2,043.76 m ²	87,811,000
建 物	校舎 2	1,076.00 m ²	47,912,000
建 物	校舎 3	1,533.72 m ²	106,850,000
建 物	体育館	1,193.04 m ²	190,018,000
建 物	給食場	223.35 m ²	808,000
建 物	給食シャワー室	3.15 m ²	2,275,000
建 物	廊下	225.72 m ²	26,858,000
建 物	倉庫	105.00 m ²	4,086,000
工作物	プール	1 基	14,811,000
工作物	門	4 基	533,000
工作物	万年塀	524.30 m	967,000
工作物	水飲場	1 基	69,000
工作物	防球ネット、他	9 基	7,516,000
立 木	ソメイヨシノ、他	61 本	890,000

第 4 0 号 議 案 説 明 資 料

令和元年 7 月 4 日

件 名	足立区教育財産の用途廃止の承認について																																																														
所 管 部 課 名	学校運営部 学校施設課、学校改築担当課																																																														
内 容	1 提案の理由 校舎解体に伴い、教育財産の用途廃止をする必要があるため、本案を提出する。 2 用途廃止する財産 (1) 名 称 千寿青葉中学校 (2) 所在地 足立区千住宮元町 2 7 番 6 号 (3) 種類、名称、数量及び価格 <table> <tr> <th>種 類</th><th>名 称</th><th>数 量</th><th>価 格</th></tr> <tr> <td>建 物</td><td>校舎 1</td><td>2, 043. 76 m²</td><td>87, 811, 000</td></tr> <tr> <td>建 物</td><td>校舎 2</td><td>1, 076. 00 m²</td><td>47, 912, 000</td></tr> <tr> <td>建 物</td><td>校舎 3</td><td>1, 533. 72 m²</td><td>106, 850, 000</td></tr> <tr> <td>建 物</td><td>体育館</td><td>1, 193. 04 m²</td><td>190, 018, 000</td></tr> <tr> <td>建 物</td><td>給食場</td><td>223. 35 m²</td><td>808, 000</td></tr> <tr> <td>建 物</td><td>給食シャワー室</td><td>3. 15 m²</td><td>2, 275, 000</td></tr> <tr> <td>建 物</td><td>廊下</td><td>225. 72 m²</td><td>26, 858, 000</td></tr> <tr> <td>建 物</td><td>倉庫</td><td>105. 00 m²</td><td>4, 086, 000</td></tr> <tr> <td>工作物</td><td>プール</td><td>1 基</td><td>14, 811, 000</td></tr> <tr> <td>工作物</td><td>門</td><td>4 基</td><td>533, 000</td></tr> <tr> <td>工作物</td><td>万年塀</td><td>524. 30 m</td><td>967, 000</td></tr> <tr> <td>工作物</td><td>水飲場</td><td>1 基</td><td>69, 000</td></tr> <tr> <td>工作物</td><td>防球ネット、他</td><td>9 基</td><td>7, 516, 000</td></tr> <tr> <td>立 木</td><td>ソメイヨシノ、他</td><td>61 本</td><td>890, 000</td></tr> </table> 3 用途廃止の日 令和元年 8 月 1 日			種 類	名 称	数 量	価 格	建 物	校舎 1	2, 043. 76 m ²	87, 811, 000	建 物	校舎 2	1, 076. 00 m ²	47, 912, 000	建 物	校舎 3	1, 533. 72 m ²	106, 850, 000	建 物	体育館	1, 193. 04 m ²	190, 018, 000	建 物	給食場	223. 35 m ²	808, 000	建 物	給食シャワー室	3. 15 m ²	2, 275, 000	建 物	廊下	225. 72 m ²	26, 858, 000	建 物	倉庫	105. 00 m ²	4, 086, 000	工作物	プール	1 基	14, 811, 000	工作物	門	4 基	533, 000	工作物	万年塀	524. 30 m	967, 000	工作物	水飲場	1 基	69, 000	工作物	防球ネット、他	9 基	7, 516, 000	立 木	ソメイヨシノ、他	61 本	890, 000
種 類	名 称	数 量	価 格																																																												
建 物	校舎 1	2, 043. 76 m ²	87, 811, 000																																																												
建 物	校舎 2	1, 076. 00 m ²	47, 912, 000																																																												
建 物	校舎 3	1, 533. 72 m ²	106, 850, 000																																																												
建 物	体育館	1, 193. 04 m ²	190, 018, 000																																																												
建 物	給食場	223. 35 m ²	808, 000																																																												
建 物	給食シャワー室	3. 15 m ²	2, 275, 000																																																												
建 物	廊下	225. 72 m ²	26, 858, 000																																																												
建 物	倉庫	105. 00 m ²	4, 086, 000																																																												
工作物	プール	1 基	14, 811, 000																																																												
工作物	門	4 基	533, 000																																																												
工作物	万年塀	524. 30 m	967, 000																																																												
工作物	水飲場	1 基	69, 000																																																												
工作物	防球ネット、他	9 基	7, 516, 000																																																												
立 木	ソメイヨシノ、他	61 本	890, 000																																																												
今後の方針	教育委員会で議決後、足立区公有財産規則に基づき、資産管理課長あて行政財産の用途廃止について協議し、資産管理部に引き継ぐ。																																																														

第 4 1 号議案

足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について

上記の議案を提出する。

令和元年 7 月 4 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について

足立区教育委員会教育長に依頼のあった事業及び事務について、下記のとおり従事する。

記

依頼元	従事内容	従事日時
株式会社 地方議会総合 研究所	地方議会セミナー講師 「役所を動かす一般質問とは」 「なぜ勉強するの？どうして学校に 行くの？」	7 月 1 7 日（水） 10:00～17:00
	地方議会セミナー講師 「よくわかる地方財政と自治体予算」	7 月 3 0 日（火） 10:00～17:00
一般財団法人 日本経営協会	自治体職員セミナー講師 「地方自治体におけるこれからの予 算編成と執行管理のあり方」	7 月 2 5 日（木） 13:00～17:00
		7 月 2 6 日（金） 9:30～16:30
	自治体職員セミナー講師 「新任担当者のための財政基礎実務」	8 月 6 日（火） 13:00～17:00
		8 月 7 日（水） 9:30～16:30
	自治体職員セミナー講師 「財政危機を乗り越えるための行政改 革」	8 月 8 日（木） 13:00～17:00

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項の規定に基づき、足立区教育委員会の許可を受ける必要があるので、この案を提出いたします。

第 4 1 号 議 案 説 明 資 料

令和元年 7 月 4 日

件 名	足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	1 提案理由 足立区教育委員会教育長に対する講師依頼へ応じるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 11 条第 7 項の規定に基づき、足立区教育委員会の許可を受ける必要があるため。 2 従事内容等 (1) 地方議会セミナー講師（株式会社地方議会総合研究所） ア 「役所を動かす一般質問とは」 「なぜ勉強するの？ どうして学校に行くの？」 日時：7 月 17 日（水）10 時 00 分～17 時 00 分 場所：アットビジネスセンター池袋駅前別館 （東京都豊島区東池袋 1-6） イ 「よくわかる地方財政と自治体予算」 日時：7 月 30 日（火）10 時 00 分～17 時 00 分 場所：アットビジネスセンター池袋駅前別館 （東京都豊島区東池袋 1-6） (2) 自治体職員セミナー講師（一般財団法人日本経営協会） ア 「地方自治体におけるこれからの予算編成と執行管理のあり方」 日時：7 月 25 日（木）13 時 00 分～17 時 00 分 7 月 26 日（金） 9 時 30 分～16 時 30 分 場所：パピヨン 24（福岡県博多区 1-17-1） イ 「新任担当者のための財政基礎実務」 日時：8 月 6 日（火）13 時 00 分～17 時 00 分 8 月 7 日（水） 9 時 30 分～16 時 30 分 場所：パピヨン 24（福岡県博多区 1-17-1）

	ウ 「財政危機を乗り切るための行政改革」 日時：８月８日（木）１３時００分～１７時００分 場所：日本文化興隆財団会議室（渋谷区千駄ヶ谷４－５－１０）
今後の方針	従事日の業務に支障のないよう、教育委員会事務局内で調整を図り、対応する。

件 名	受理番号1 2020年度より使用する小学校教科書採択についての陳情
所管部課名	教育指導部教育指導課
陳情の要旨	1 展示会を区民に周知し、展示会場を東武線沿線以外にも設置すること。区民の意見がより反映されるようアンケートの様式を修正すること 2 寄せられた区民の意見は審議会・調査委員会に正確に伝えること 3 教員の閲覧時間、検討時間を保障すること 4 採択資料は各教科書の特徴が教育委員に具体的に伝わる内容にすること。事務局から教育委員に対し正確な情報を伝えること 5 採択の際は区民の意見・研究会・審議会の意見を十分に考慮すること。日本国憲法及び足立区平和と安全の都市宣言の精神を十分に考慮すること 6 採択権は教育委員会にあることを鑑み、議会や行政等に対して自主性を貫くこと 7 採択終了後も、区民が採択対象の教科書を閲覧できる場を設置すること
陳情者住所等	請願文書表のとおり
内容及び経過	改訂小学校学習指導要領が令和2年度より全面実施されることに伴い、使用教科用図書の採択を以下のとおり行う。 1 足立区における採択の手順 足立区立小学校使用教科用図書採択要綱に基づき設定した調査項目について、下記の各会が調査・研究を行い、作成した報告書を教育委員会に提出する。教育委員会が提出された報告書に基づき採択する。 なお、採択の資料とするため、教科書展示会における区民意見を集約し、教科用図書調査委員会、教科用図書審議会及び教育委員会に提供する。 ● 教科用図書研究会（各学校に設置） 定められた調査項目について教科用図書の調査・研究を行い、教科用図書調査委員会へ報告書を提出する。 ● 教科用図書調査委員会（教員で構成） 教科用図書研究会が作成した報告書や展示会における区民意見を踏まえ、学習指導要領に示された目標に対する専門的事項の調査を行い、教科用図書審議会へ報告書を提出する。 ● 教科用図書審議会（校長と保護者で構成） 教科用図書研究会の報告書や展示会における区民意見を参考に教科用図書調査委員会が作成した報告書に基づき、採択資料を作成し、教育委員会へ提出する。

	2 教科書展示会の開催・周知 ● 研究会用（教員向け）教科書展示会 昨年度までは、こども支援センターげんきのみでの開催であったが、今年度は区内小学校7校を含めた、8ヶ所で展示会を開催し、閲覧しやすくした。 ● 特別・法定（区民向け）教科書展示会 区内3会場で24日間開催。あだち広報、区ホームページ及びフェイスブック・ツイッターに掲載するほか、区立小・中学校全保護者にチラシを配付し周知。また、区内の駅15ヶ所の情報スタンドに、チラシを設置し、広く区民に教科書展示会について周知した。 3 その他 教科用図書審議会及び教育委員会は公開し、教科書採択終了後、採択に関する議事録等を公表する。
問題点等	

教 育 委 員 会 報 告

令和元年 7 月 4 日

件 名	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における子どもの競技観戦について
所管部課名	教育指導部教育指導課
内 容	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会における区立小中学校児童・生徒の競技観戦について、下記のとおり報告する。 記 1 観戦学年 小学校……………第3学年から第6学年までの全児童 中学校……………第1学年から第3学年までの全生徒 特別支援学級…原則、小学校第3学年から中学校第3学年までの全児童・生徒 2 観戦学年の決定について 暑さ対策や会場への移動など様々な課題がある中、子どもたちの安全・安心が十分に確保されることを最優先に考え、児童・生徒の発達段階を考慮し、小学校第3学年以上の児童・生徒を競技観戦対象とした。 3 今後のスケジュール ・令和元年 7月～ 8月 割当（暫定）通知 ・ 9月～10月 割当（確定）通知 ・令和2年 7月～ 9月 チケット順次配送、東京 2020 大会観戦 4 その他 （1）小学校第1学年・第2学年への対応 小学校第1学年・第2学年の児童一人ひとりの心のレガシーを残していけるような催しの開催に向けた検討を行っていく。 （2）教育課程の位置付け 本観戦事業は、教育課程に位置付け、取り組むこととする。 （3）オリンピック・パラリンピック観戦対象期間について ・オリンピック……7月22日（水）～8月9日（日） ・パラリンピック…8月25日（火）～9月6日（日）
今後の方針	・競技観戦に関する詳細について、東京都教育委員会の決定及び通知が届き次第、各学校へ周知する。

教 育 委 員 会 報 告

令和元年7月4日

令和元年7月4日

件 名	東京都教育委員会による体罰の実態把握および足立区の状況について																																								
所管部課名	教育指導部教育指導課																																								
内 容	東京都が実施した体罰の実態調査概要について、以下のとおり報告する。 1 調査目的 都内公立学校における実態を的確に把握し、体罰根絶に向けて、体罰や体罰の疑いがあるような事例を見逃さずに迅速に対応するため。 2 調査対象 区市町村立及び都立学校全2158校の校長、副校長、教職員、児童・生徒 3 調査内容・方法 平成30年度中に発生した体罰、不適切な指導、暴言等及び行き過ぎた指導又はその疑いのある事案の実態調査 教 職 員・・・校長による聞き取り調査 児童・生徒・・・質問紙調査及び聞き取り調査 4 調査期間 平成30年11月30日（金）から12月21日（金）まで 5 足立区の概況（平成30年度） <table><tr><td>（1）体罰</td><td>0校</td><td>0件</td><td>（0校 0件）</td></tr><tr><td>（2）不適切な行為</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>①不適切な指導</td><td>1校</td><td>1件</td><td>（1校 1件）</td></tr><tr><td>②行き過ぎた指導</td><td>0校</td><td>0件</td><td>（1校 1件）</td></tr><tr><td>③暴言等</td><td>4校</td><td>5件</td><td>（5校 5件）</td></tr><tr><td>（3）体罰及び不適切な行為に該当しない行為</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>①指導の範囲内</td><td>12校</td><td>12件</td><td>（5校 9件）</td></tr><tr><td>②適切な指導</td><td>0校</td><td>0件</td><td>（0校 0件）</td></tr><tr><td>③正当防衛・正当行為</td><td>2校</td><td>4件</td><td>（0校 0件）</td></tr><tr><td>④体罰行為に該当せず</td><td>0校</td><td>0件</td><td>（0校 0件）</td></tr></table> 注）（ ）内は平成29年度の数 6 公表 令和元年6月20日（木）、東京都教育委員会での報告後、体罰の有無及び体罰の内容についてプレス発表された。概要は別添資料のとおり。	（1）体罰	0校	0件	（0校 0件）	（2）不適切な行為				①不適切な指導	1校	1件	（1校 1件）	②行き過ぎた指導	0校	0件	（1校 1件）	③暴言等	4校	5件	（5校 5件）	（3）体罰及び不適切な行為に該当しない行為				①指導の範囲内	12校	12件	（5校 9件）	②適切な指導	0校	0件	（0校 0件）	③正当防衛・正当行為	2校	4件	（0校 0件）	④体罰行為に該当せず	0校	0件	（0校 0件）
（1）体罰	0校	0件	（0校 0件）																																						
（2）不適切な行為																																									
①不適切な指導	1校	1件	（1校 1件）																																						
②行き過ぎた指導	0校	0件	（1校 1件）																																						
③暴言等	4校	5件	（5校 5件）																																						
（3）体罰及び不適切な行為に該当しない行為																																									
①指導の範囲内	12校	12件	（5校 9件）																																						
②適切な指導	0校	0件	（0校 0件）																																						
③正当防衛・正当行為	2校	4件	（0校 0件）																																						
④体罰行為に該当せず	0校	0件	（0校 0件）																																						
今後の方針	昨年の夏に発行された、東京都の新たな教職員の服務に関するガイドライン「使命を全うする！」や随時発行される服務ニュースレターなども活用して、体罰の根絶に向けて各学校に意識の向上を図っていく。																																								

平成30年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について

1 調査の内容・方法

- (1) 調査の趣旨
体罰の根絶に向けた取組を行うため、都内公立学校における実態を的確に把握する。
- (2) 調査対象
区市町村立及び都立学校全2,158校の校長、副校長、教職員、児童・生徒全てを対象に調査を行った。
- (3) 調査内容
平成30年度に発生した体罰、不適切な指導、暴言等及び行き過ぎた指導(以下「体罰等」という。)又はその疑いのある事案について調査を行った。
- (4) 調査方法
教職員・・・校長による聞き取り調査 児童・生徒・・・質問紙調査及び聞き取り調査
- (5) 調査期間
平成30年11月30日(金)から12月21日(金)まで
- (6) 備考
この調査以外で判明し、報告があった平成30年度に発生した体罰等事案についても含めている。

2 報告数

(1) 学校別報告数

校種別の内訳	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合 計
学校設置数	1,280 校	624 校	192 校	62 校	2,158 校
本調査への報告のあった学校数	117 校	120 校	47 校	10 校	294 校
本調査への報告数	197 件	201 件	109 件	20 件	527 件

(注) 中等教育学校については、前期・後期課程をそれぞれ中学校・高等学校に、義務教育学校については、前期・後期課程をそれぞれ小学校・中学校に区分している。

2 報告数

(2) 申告者別報告数

申告者	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
教職員本人	63件	67件	42件	4件	176件
他の教職員	19件	53件	11件	14件	97件
児童・生徒本人	107件	123件	72件	10件	312件
他の児童・生徒	70件	71件	45件	3件	189件
保護者	35件	41件	24件	6件	106件
地域住民	1件	1件	1件	0件	3件
合計	295件	356件	195件	37件	883件

(注) 一つの事案につき複数の報告があるため、(1)の報告数の合計とは一致しない。

3 報告の内容

【体罰の有無】

分 類	小学校			中学校			高等学校			特別支援学校			合 計		
	28年度	29年度	30年度	28年度	29年度	30年度	28年度	29年度	30年度	28年度	29年度	30年度	28年度	29年度	30年度
①体罰	14人 14校	3人 3校	7人 7校	8人 8校	4人 3校	6人 6校	8人 8校	1人 1校	3人 1校	0人 0校	34人 33校	22人 20校	23人 23校		
	41人 40校	34人 33校	32人 31校	40人 37校	16人 14校	14人 13校	17人 15校	1人 1校	5人 4校	0人 0校	103人 97校	90人 79校	89人 83校		
②不適切な行為	7人 5校	2人 2校	2人 2校	3人 3校	5人 4校	0人 0校	1人 1校	2人 2校	0人 0校	0人 0校	19人 16校	6人 5校	6人 6校		
	48人 45校	36人 35校	34人 33校	43人 40校	21人 18校	14人 13校	18人 16校	3人 3校	5人 4校	0人 0校	122人 113校	96人 84校	95人 89校		
③指導の範囲内	43人 41校	43人 37校	26人 23校	60人 50校	10人 9校	16人 14校	14人 9校	2人 2校	4人 3校	2人 2校	114人 103校	123人 107校	102人 84校		
	68人 52校	80人 58校	57人 46校	50人 42校	21人 19校	26人 21校	27人 22校	6人 3校	6人 4校	15人 8校	136人 106校	161人 119校	149人 118校		
合 計	173人 152校	162人 133校	124人 109校	161人 140校	56人 49校	62人 54校	67人 55校	12人 9校	18人 12校	17人 10校	406人 355校	402人 330校	309人 314校		

4 体罰の内容

(1) 行為者別の体罰の状況

	小学生			中学生			高等学校			合計		
	28年度	29年度	30年度	28年度	29年度	30年度	28年度	29年度	30年度	28年度	29年度	30年度
教職員	13人	3人	7人	12人	9人	8人	3人	5人	8人	0人	29人	23人
	13校	3校	7校	12校	9校	8校	3校	6校	8校	0校	29校	23校
外部関係者等	1人	0人	0人	3人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	5人	1人
	1校	0校	0校	3校	1校	0校	0校	0校	0校	0校	5校	1校
在学学生・上級生等	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
合 計	14人	3人	7人	15人	10人	8人	4人	6人	8人	0人	34人	23人
	14校	3校	7校	15校	10校	8校	3校	6校	8校	0校	33校	23校

(3) 場面別の体罰の状況

	小学生			中学生			高等学校			合計		
	28年度	29年度	30年度	28年度	29年度	30年度	28年度	29年度	30年度	28年度	29年度	30年度
授業等の 教員活動中	14人	3人	7人	7人	8人	7人	2人	5人	3人	1人	24人	17人
	14校	3校	7校	7校	8校	7校	2校	5校	3校	1校	24校	17校
部活動中	0人	0人	0人	8人	2人	1人	2人	1人	5人	0人	10人	6人
	0校	0校	0校	8校	2校	1校	1校	1校	5校	0校	9校	6校
合 計	14人	3人	7人	15人	10人	8人	4人	6人	8人	0人	34人	23人
	14校	3校	7校	15校	10校	8校	3校	6校	8校	0校	33校	23校

* (1)～(4)の合計欄の学校数は、各項目間で重複する学校数を除いて算出している。

(2) 体罰を受けた児童・生徒の状況

	小学生			中学生			高等学校			合計		
	28年度	29年度	30年度	28年度	29年度	30年度	28年度	29年度	30年度	28年度	29年度	30年度
児童等によるもの	17人	3人	3人	34人	10人	3人	4人	6人	1人	4人	55人	31人
	13校	3校	7校	12校	9校	8校	3校	6校	1校	0校	29校	23校
外部関係者等によるもの	2人	0人	0人	3人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	6人	1人
	1校	0校	0校	3校	1校	0校	1校	0校	0校	0校	5校	1校
在学学生・上級生等によるもの	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
合 計	19人	3人	3人	37人	11人	3人	5人	6人	1人	4人	61人	31人
	14校	3校	7校	15校	10校	8校	3校	6校	1校	1校	33校	23校

(4) 場所別の体罰の状況

	小学生			中学生			高等学校			合計		
	28年度	29年度	30年度	28年度	29年度	30年度	28年度	29年度	30年度	28年度	29年度	30年度
教室	9人	2人	4人	1人	2人	4人	0人	4人	1人	0人	10人	8人
	3校	2校	4校	1校	2校	4校	0校	4校	1校	0校	10校	8校
廊下等	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
校庭	0人	0人	0人	1人	1人	1人	0人	0人	2人	0人	1人	3人
	0校	0校	0校	1校	1校	1校	0校	0校	2校	0校	1校	3校
体育館	3人	0人	1人	3人	2人	1人	2人	0人	2人	0人	8人	4人
	3校	0校	1校	3校	2校	1校	2校	0校	2校	0校	8校	4校
生徒指導室	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	0校
廊下・階段	0人	0人	2人	3人	1人	2人	1人	0人	1人	0人	4人	1人
	0校	0校	2校	3校	1校	2校	1校	0校	1校	0校	4校	1校
その他	2人	1人	0人	7人	4人	1人	1人	0人	2人	1人	11人	7人
	2校	1校	0校	7校	4校	1校	1校	0校	2校	1校	11校	6校
合 計	14人	3人	7人	15人	10人	8人	4人	6人	8人	1人	34人	23人
	14校	3校	7校	15校	10校	8校	3校	6校	8校	1校	33校	23校

(6) 児童・生徒に傷害を負わせた体罰事案

姓名	小学				中学				高中				大学				合计
	24年度	25年度	30年度	31年度	24年度	25年度	30年度	31年度	24年度	25年度	30年度	31年度	24年度	25年度	30年度	31年度	
志 志 田嶋孝	0人 0枚	0人 0枚	1人 1枚	1人 1枚	0人 0枚	2人 2枚	0人 0枚	0人 0枚	1人 1枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	1人 1枚	0人 0枚	0人 0枚	4人 4枚
泉 直	2人 2枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	1人 1枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	2人 2枚	1人 1枚	0人 0枚	0人 0枚
田井田直	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	1人 1枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	1人 1枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚
坂本・ 初子寛	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚
骨 哲	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚
高木哲	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚
松田隆雄	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚
池 生	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚
大 廣	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚
その他	0人 0枚	1人 1枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	1人 1枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	2人 2枚	1人 1枚
合 計	2人 2枚	1人 1枚	1人 1枚	2人 2枚	1人 1枚	2人 2枚	0人 0枚	0人 0枚	2人 2枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	0人 0枚	4人 4枚	3人 3枚	5人 5枚	5人 5枚

46

[illegible]

学年級	小学部			中学部			高等学校			短期大学部					大学部				
	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度	
校長職務補佐	9人	2人	6人	9人	5人	6人	3人	3人	2人	7人	0人	3人	0人	21人	12人	19人	30年度		
校長職務補佐	9人	2人	6人	9人	5人	6人	2人	2人	2人	7人	0人	1人	0人	20人	10人	19人	30年度		
副校長	4人	1人	3人	3人	3人	2人	2人	2人	1人	1人	1人	3人	0人	10人	8人	6人	30年度		
副校長	4人	1人	3人	3人	3人	2人	2人	2人	1人	1人	1人	1人	0人	10人	6人	6人	30年度		
教務・生徒 主任	8人	2人	3人	9人	5人	4人	3人	3人	3人	3人	1人	3人	0人	21人	13人	10人	30年度		
教務・生徒 主任	8人	2人	3人	9人	5人	4人	2人	2人	3人	3人	1人	1人	0人	20人	11人	10人	30年度		
教務・生徒 主任	4人	0人	2人	6人	2人	0人	4人	0人	0人	2人	0人	3人	0人	14人	5人	4人	30年度		
教務・生徒 主任	4人	0人	2人	6人	2人	0人	3人	0人	0人	2人	0人	1人	0人	13人	3人	4人	30年度		
図書	5人	1人	1人	3人	5人	3人	0人	0人	0人	2人	0人	3人	0人	6人	9人	6人	30年度		
図書	5人	1人	1人	3人	5人	3人	0人	0人	0人	2人	0人	1人	0人	8人	7人	6人	30年度		
保健医	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	30年度		
保健医	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	30年度		
各 科	30人	6人	15人	30人	20人	15人	12人	6人	15人	2人	13人	0人	74人	47人	45人	45人	30年度		
各 科	30人	6人	15人	31人	20人	15人	9人	6人	15人	2人	5人	0人	72人	37人	45人	45人	30年度		

調査年度	令和5年度				調査年度				調査年度				調査年度			
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	
調査年度	4人	0人	3人	5人	0人	1人	2人	1人	2人	1人	1人	1人	0人	0人	1人	
調査年度	4人	0人	3人	5人	0人	1人	2人	1人	2人	1人	1人	1人	0人	0人	1人	
調査年度	5人	1人	2人	3人	3人	3人	2人	4人	2人	2人	0人	0人	0人	0人	7人	
調査年度	5人	1人	2人	3人	3人	3人	1人	4人	2人	0人	0人	0人	0人	0人	7人	
調査年度	0人	0人	0人	5人	0人	0人	0人	0人	2人	0人	0人	3人	0人	0人	2人	
調査年度	0人	0人	0人	5人	0人	0人	0人	0人	2人	0人	0人	3人	0人	0人	2人	
調査年度	1人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	1人	2人	0人	0人	0人	0人	0人	2人	
調査年度	1人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	1人	2人	0人	0人	0人	0人	0人	2人	
調査年度	2人	2人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	2人	
調査年度	2人	2人	2人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	2人	
調査年度	2人	0人	0人	2人	4人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	
調査年度	2人	0人	0人	2人	6人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	
調査年度	14人	3人	7人	15人	10人	8人	4人	6人	8人	1人	3人	0人	0人	0人	23人	
調査年度	14人	3人	7人	15人	10人	8人	3人	6人	8人	1人	1人	0人	0人	0人	23人	

＊ ＊ ＊ (7)、(8)の合計欄の学校数は、各項目間で重複する学校数を除いて算出している。
＊ ＊ ＊ (9)の合計欄の学校数及び人数は、複数回答制となっていることから、「3 報告の内容」①体罰
の人数(23人)及び「学校数(23校)」と一致しない。

(10) 体罰を行った件数別、対象人数別の状況

処罰方法	1人					5人以上					合 計		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	24年度	25年度	30年度
1件	24人	19人	10人	3人	0人	2人	0人	0人	0人	0人	27人	19人	20人
2~4件	1人	1人	0人	3人	2人	3人	1人	0人	0人	0人	5人	3人	3人
5人以上	0人	0人	0人	1人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	2人	0人	0人
合 計	25人	20人	10人	7人	2人	5人	2人	0人	0人	0人	34人	22人	23人

(11) 体罰の態様別、場面別の状況

	児童等の 数(件数)					場 所					合 計		
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	28年度	29年度	30年度
たたく	14人	9人	10人	6人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	20人	10人	11人
殴る	2人	1人	2人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	2人	1人	2人
物でたたく、殴る	0人	1人	0人	0人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	2人	0人
蹴る	4人	2人	2人	1人	1人	1人	1人	0人	0人	5人	3人	3人	2人
殴げる、転倒させる	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人
たたく・殴る・蹴る	1人	0人	0人	1人	0人	1人	0人	2人	2人	0人	2人	0人	2人
物をぶつける	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	2人	2人	0人	0人	0人	2人
その他	3人	3人	3人	1人	3人	3人	1人	1人	4人	6人	4人	6人	4人
合 計	24人	16人	17人	10人	6人	6人	6人	6人	6人	6人	34人	22人	23人

5 体罰が行われた学校

(1) 都立学校

番 号	学 校 名	場 面		行 為 者		件 数				傷 害 の 有 無		悪 質 性 危 険 性
		授業中等	部活動	教職員	外部指導員等	1件	2～4件	5件以上	不明	あり	なし	
1	都立駒場高等学校		○	○		○					○	
2	都立大山高等学校	○		○		○					○	
3	都立光丘高等学校	○		○		○					○	
4	都立町田総合高等学校	○		○		○				●		●
5	都立片倉高等学校		○	○		○					○	
6	都立武蔵野北高等学校		○	○			○				○	●
7	都立武蔵村山高等学校		○	○		○				●		
8	都立国分寺高等学校		○	○			○				○	●

※ ●印は、6において再掲した事案

※ 一つの学校において複数の者が体罰を行った場合には、まとめて記載している。

※ 卒業生、上級生等が行った体罰については除く。

(2) 区市町村立学校

番号	学校名	場面		行為者		件数				被害の有無		悪質性 危険性
		授業中等	部活動	教職員	外部指導員等	1件	2～4件	5件以上	不明	あり	なし	
1	大田区立南六郷中学校	○		○		○				●		
2	世田谷区立等々力小学校	○		○		○					○	
3	中野区立みなみの小学校	○		○		○					○	
4	中野区立第二中学校	○		○		○					○	
5	荒川区立瑞光小学校	○		○		○					○	
6	荒川区立第七中学校	○		○		○					○	
7	江戸川区立清新第一小学校	○		○		○					○	
8	江戸川区立臨海小学校	○		○		○					○	
9	江戸川区立篠崎第三小学校	○		○		○				●		
10	八王子市立船田小学校	○		○		○					○	
11	八王子市立由木中学校	○		○		○					○	
12	青梅市立第二中学校		○	○		○					○	
13	町田市立忠生中学校	○		○			○			●		
14	町田市立武蔵岡中学校	○		○		○					○	
15	羽村市立羽村第二中学校	○		○		○					○	

※ ●印は、6において再掲した事案

※ 一つの学校において複数の者が体罰を行った場合には、まとめて記載している。

※ 卒業生、上級生等が行った体罰については除く。

6 体罰の程度が著しい事案(体罰を行った件数が5件以上、傷害あり、悪質・危険な行為)

(1) 都立学校

番号	学校名	事案の概要	5件以上	傷害あり	悪質・危険性
1	都立町田総合高等学校	当該教員は、同教員の不適切な発言について生徒と言いかいをした際、右手の拳で同生徒の左頬を殴るとともに、床に倒れた同生徒の胸ぐらをつかんで床に押し付ける等の行為を行い、同生徒に左側顔部打撲、外傷性左側顔関節炎及び左側顔粘膜挫傷の傷害を負わせた。		●	●
2	都立武蔵野北高等学校	当該教員は、部活動の試合内容等について生徒を指導した際、同部に所属していた生徒に対して、顔面にバレーボールを4回当て、顔面にノートを当てる、生徒に生徒の頭をたたかせる等の体罰を合計4件7回行った。			●
3	都立武蔵村山高等学校	当該教員は、練習態度について生徒を指導した際、休憩及び水分補給の説明をすることなく周回コースを走らせ、同生徒に熱中症の傷害を負わせた。		●	
4	都立国分寺高等学校	当該教員は、部活動の指導中、同部の生徒に対して、ヘルメットの上から後頭部にボールを当てる、ヘルメットの上から頭頂部をバットのグリップ部分で2回たたき、プラスチック製のコップを顔に当てる等の体罰を合計4件5回行った。			●

(2) 区市町村立学校

番号	学校名	事案の概要	5件以上	傷害あり	悪質・危険性
1	大田区立南六郷中学校	当該教員は、授業中の作業について生徒を指導した際、竹製の物差しで同生徒の右手の甲を2回及び頭頂部を少なくとも1回たたき、同生徒の頭頂部にこぶができる傷害を負わせた。		●	
2	江戸川区立篠崎第三小学校	当該教員は、教室に戻るよう児童を指導した際、右手の拳で同児童の左頬を殴るとともに、その反動で同児童の頭部が床に当たった事象を招き、同児童に頭部打撲、左頬挫傷並びに顔面挫傷及び擦過傷の傷害を負わせた。		●	
3	町田市立忠生中学校	当該教員は、生徒の行動について指導した際、右足の甲で同生徒のでん部を蹴り、同生徒に腰部打撲傷の傷害を負わせた。		●	

別添 体罰分類基準

分 類	基 準
①体罰	懲戒のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的・間接的に、肉体的苦痛を与える行為 【例】たたく、殴る、蹴る、投げる、長時間にわたる正座・起立 (児童・生徒に指示して行わせた場合を含む。)
ア 不適切な指導	児童・生徒の身体に、肉体的負担を与える程度の、軽微な有形力の行使 【例】おでこを弾く(デコピン)、手をたたく(しゅっぺ)、小突く、胸倉をつかんで説教する
②不適切な行為 イ 行き過ぎた指導	運動部活動やスポーツ指導等において、児童・生徒の現況に適合していない過剰な指導 【例】目的は誤っていないが、その指導内容・方法等が児童・生徒の発育・発達や心身の現況に適合していない指導、能力の限界を超えた危険な指導
ウ 暴言等	教員が、児童・生徒に、恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える不適切な言動 【例】罵る、脅かす、威嚇する、人格(身体・能力・性格・風貌等)を否定する暴言、馬鹿にする、集中的に批判する
③指導の範囲内	注意喚起や指導を浸透させるためにやむを得ず行われた児童・生徒の身体に、肉体的負担を与えない程度の、極軽微な有形力の行使 【例】短時間正座させて説諭する、腕をつかんで連れて行く、頭を押さえる(社会通念上妥当な範囲に限る。)

教 育 委 員 会 報 告

令和元年7月4日

件 名	江北小学校と高野小学校の統合校の校名案の選定について
所管部課名	学校運営部学校適正配置担当課
内 容	1 校名案の選定について 6月26日に開催した統合地域協議会第5回全体会議において、江北小学校と高野小学校の統合校の校名案が以下のとおり決定された。 (1) 校名案 足立区立江北小学校 (2) 選考理由 ・ 地域の町名である「江北」を校名とする。 ・ 両校の歴史を鑑み「江北小学校」を存続する。 2 統合地域協議会ニュースの発行について 統合校の校名案を保護者や地域に周知するため、夏休み前を目途に統合地域協議会ニュースを発行する。
今後の方針	統合地域協議会から報告された検討結果を尊重し、区として校名案を決定する。

教 育 委 員 会 報 告

令和元年7月4日

件 名	令和2年4月入所に向けた保育施設利用申込の受付について																					
所管部課名	子ども家庭部子ども施設入園課																					
内 容	認可保育所、認定こども園（長時間利用）、家庭的保育、小規模保育の利用申込の受付について、以下のとおり実施する。																					
	1 利用申込受付期間及び受付場所																					
	（1）受付期間																					
	令和元年11月18日（月）～12月2日（月）																					
	※11月23日（土・祝）を除く																					
	（2）受付場所																					
	<table><tr><th rowspan="2">受付場所</th><th colspan="3">○…受付可 ×…受付不可</th></tr><tr><th>平日</th><th>11月30日（土）</th><th>11月24日（日） 12月1日（日）</th></tr><tr><td>区役所特設会場（中央館2階区政情報課前） ※11月29日（金）、12月1日（日）、2日（月） は中央館1階アトリウム</td><td>○</td><td>×</td><td>○</td></tr><tr><td>足立福祉事務所福祉課 （千住・東部・西部・北部）</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td></tr><tr><td>区立・私立認可保育所、 区立認定こども園</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr></table>			受付場所	○…受付可 ×…受付不可			平日	11月30日（土）	11月24日（日） 12月1日（日）	区役所特設会場（中央館2階区政情報課前） ※11月29日（金）、12月1日（日）、2日（月） は中央館1階アトリウム	○	×	○	足立福祉事務所福祉課 （千住・東部・西部・北部）	○	×	×	区立・私立認可保育所、 区立認定こども園	○	○	×
	受付場所	○…受付可 ×…受付不可																				
		平日	11月30日（土）	11月24日（日） 12月1日（日）																		
	区役所特設会場（中央館2階区政情報課前） ※11月29日（金）、12月1日（日）、2日（月） は中央館1階アトリウム	○	×	○																		
足立福祉事務所福祉課 （千住・東部・西部・北部）	○	×	×																			
区立・私立認可保育所、 区立認定こども園	○	○	×																			
※受付時間は、午前9時から午後4時まで																						
（3）利用申込案内の配布場所																						
ア 子ども施設入園課（区役所中央館3階）																						
イ 足立福祉事務所福祉課（千住・東部・西部・北部）																						
ウ 区立・私立認可保育所、区立認定こども園																						
※10月25日（金）から利用申込案内を配布予定																						
ア、イは開庁日の午前8時30分から午後5時15分																						
ウは施設の開園時刻から閉園時刻まで																						
2 利用申込対象施設																						
（1）区立・私立認可保育所																						
（2）区立・私立認定こども園（長時間利用）																						
（3）地域型保育（家庭的保育・小規模保育）																						

	3 スケジュール 令和元年 10月25日(金) 保育施設利用申込案内の配布開始 11月上旬 施設・年齢毎の募集人数公開 11月18日(月) 利用申込受付開始 12月 2日(月) 利用申込受付締切 12月～ 利用調整 令和2年 2月上旬 利用調整結果の通知・連絡 4 小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園後の預け先の確保 小規模保育・家庭的保育(保育ママ)を卒園する児童全員を対象とし、区内全体で受入枠を確保した上で、一般分に先行して入所申込を受け付ける「先行利用調整」を実施する。 申込期間は8月15日(木)～9月12日(木)、保護者及び内定先保育施設への結果通知は10月上旬を予定している。 なお、「先行利用調整」で待機となった場合については、通常の令和2年4月入所申請を行うことが可能である。 5 保育コンシェルジュによる相談 令和2年4月利用申込に向け、個々のニーズや状況に適した保育施設の案内や情報提供など、きめ細やかな相談を実施していく。 (1) 区役所での相談(10月から12月にかけて特設会場設置予定) (2) 子育てサロン、足立福祉事務所福祉課(千住・東部・西部・北部)等での出張相談
今後の方針	あだち広報10月25日号に案内記事を掲載するほか、足立区ホームページやツイッター・フェイスブックでも周知を図る。また、利用調整後の空き状況等に応じて、更なる利用調整の実施を検討する。

教育委員会情報連絡

令和元年7月4日

件名	明海大学連携事業（明海大学留学生と区内児童・生徒の交流事業）の進捗状況について			
所管部課名	教育指導部 学力定着推進課、英語教育推進担当課			
内容	今年度も明海大学との連携事業として、明海大学留学生と区内児童・生徒との交流学習事業を、以下のとおり実施する。			
	1 中学校との留学生交流事業			
	(1) 実施校・日時等			
	実施校	日時	学年	人数
	第十中学校	令和元年6月28日(金) 2～6校時	3年生	167名
	栗島中学校	令和元年7月13日(土) 2～3校時	3年生	64名
	竹の塚中学校	令和元年9月3日(火) 2～6校時	3年生	60名
	扇中学校	令和元年9月5日(木) 2～6校時	2年生	59名
	新田中学校	令和元年9月11日(水) 2～5校時	2年生	150名
	江北桜中学校	令和2年1月31日(金) 2～6校時	2年生	96名
内容	(2) 実施内容			
	留学生が学校を訪問し、生徒のグループに留学生が加わり、その場で考えたことを伝え合う言語活動を中心としたコミュニケーション活動を行う。また、給食や休み時間など、学校生活を一緒に体験し、生徒と交流を深める。			
	生徒は留学生とのコミュニケーション活動を通して、英語が世界の共通語であることを実感するとともに、英語学習の目的を考える機会とする。(明海大学留学生は各校あたり5～10名が参加予定)			
	2 明海大学あけみ英語村			
内容	明海大学に校外学習として訪問し、児童のグループ(5人程度)に1～2名の留学生がつき、大学が準備した英語コミュニケーションを中心とした学内オリエンテーリングやレクリエーションに、児童と留学生と一緒に参加する。			
	○花畑小学校 令和元年10月31日(木) 4年生63名(予定)			
	○中島根小学校 令和元年11月28日(木) 6年生77名(予定)			
今後の方針	持続可能な交流事業とするため、形態や内容についての改善策を明海大学と引き続き協議しながら進める。			

教育委員会情報連絡

令和元年7月4日

件名	「東京マイ・タイムライン」の活用について														
所管部課名	教育指導部教育指導課														
内 容	「東京マイ・タイムライン」の活用について、以下のとおり報告する。														
	1 目的 本区においては、海拔ゼロメートル地帯が広がる江東5区に位置している。風水害の危険性について十分に理解し、家族で話し合っ て「マイ・タイムラインシート」を作成することにより、風水害か らの避難に必要な知識を習得するとともに、適切な避難行動を事前 に確認できるようにする。 2 配布資料及び配布対象 <table><tr><th>配布資料</th><th colspan="2">配布対象</th></tr><tr><td rowspan="3">東京マイ・タイムライ ン</td><td>小学校1～3年生用</td><td rowspan="3">児童・生徒及び 学級担任に配 布</td></tr><tr><td>小学校4～6年生用</td></tr><tr><td>中学校用</td></tr><tr><td rowspan="3">東京マイ・タイムライ ン作成・活用の手引き</td><td>小学校1～3年生用</td><td rowspan="3">学級担任に配 布</td></tr><tr><td>小学校4～6年生用</td></tr><tr><td>中学校用</td></tr></table> 3 児童・生徒への指導の機会 ・ 朝の会や帰りの会等を活用した日常的な安全指導時 ・ 特別活動、総合的な学習の時間における安全指導時 ・ 風水害を想定した避難訓練の事前・事後指導時 ・ 地域や関係機関と連携した防災訓練時 等 4 東京マイ・タイムライン作成の背景 ・ 昨年7月に発生した西日本豪雨を教訓として、風水害から命を 守るための「東京マイ・タイムライン」が作成された。 ・ 江東5区においては、昨年8月、大洪水を想定したハザードマ ップと、住民に近隣県などへの事前避難を求める広域避難計画 が発表されているため、東京マイ・タイムライン作成につなげ る。 以上			配布資料	配布対象		東京マイ・タイムライ ン	小学校1～3年生用	児童・生徒及び 学級担任に配 布	小学校4～6年生用	中学校用	東京マイ・タイムライ ン作成・活用の手引き	小学校1～3年生用	学級担任に配 布	小学校4～6年生用
配布資料	配布対象														
東京マイ・タイムライ ン	小学校1～3年生用	児童・生徒及び 学級担任に配 布													
	小学校4～6年生用														
	中学校用														
東京マイ・タイムライ ン作成・活用の手引き	小学校1～3年生用	学級担任に配 布													
	小学校4～6年生用														
	中学校用														
今後の方針	各学校に対し、東京マイ・タイムライン作成を促していく。														

教育委員会情報連絡

令和元年7月4日

件名	区立小中学校に在籍する外国籍及び帰国児童・生徒に対する日本語指導に関する検討状況について
所管部課名	教育指導部教育指導課
内容	1 日本語適応指導講師派遣事業の課題 同事業が有償ボランティア個人の力量と裁量で進められていることから、以下の課題が生じている。 ① 教育委員会による指導法等の研修ができず、また、ボランティアどうしの横の連携や教育委員会へのフィードバックもないことから、系統立てた指導計画の構築やノウハウの蓄積・改善が困難。 ② 明確な指導計画や児童・生徒の日本語習得状況に関する評価基準が作れない。 → 日本語指導員を直接雇用し、研修を実施して統一的な指導計画と日本語習得度評価基準をもって指導に当たることができる体制を作ることが必要。 2 通級学級モデル実施 上記の課題を解決するため、必要最小限のモデルとして以下の内容を検討中である。 (1) 通級対象学年 通級の特性上、中学生を対象とする。 ただし、通級学級設置小学校の児童も対象に加える。 (2) 場所 保木間小学校 区のほぼ中心に位置し、元情緒等通級指導教室の活用が可能。 (3) 想定されるニーズ 昨年度の日本語適用講師利用生徒（34名）の75%＝26名 保木間小の要日本語教育児童＝4名 合計30名程度を想定 (4) 必要人員 非常勤職員「日本語指導員」7名（30名対応想定）

	(5) 主な業務 ・ 通級学級における日本語指導 ・ 保木間小学校児童への日本語指導 ・ 日本語指導計画・習得状況評価基準等に関する、四中夜間等と連携した研究・検討 → 令和2年度中に確立 ・ 上記業務に付随する事務 3 通級学級設置以外の対応策の検討状況 (1) 音声翻訳機等の各校配付 音声翻訳機のデモを業者に依頼中。 全校配付に向け、モデル展開も含めて検討する。 (2) 日本語適応指導講師派遣期間の柔軟な対応 既定の派遣期間はあくまでも原則として扱う。 児童・生徒の日本語習得状況に応じ、柔軟に期間延長する。 以上
今後の方針	非常勤職員定数の要求をあげていく。

教育委員会情報連絡 事業実施報告（6月）

青少年課

行事名	実施日	会場	参加者数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（8回）	新田地域学習 センター他	延べ 16人
	毎週水・金曜日（8回）	まちづくり工房館	7人
	第2・4土曜日（2回）	神明住区センター	2人
	第1土曜日（1回）	佐野住区センター	0人
親子あそび	4日（火） 18日（火）	関原の森	各4人
帝京科学大学連携 ふれあい動物教室	5日（水）	東湊江小学校	104人
成人の日の集い 実行委員会（第1・2回）	6日（木） 20日（木）	足立区役所	各18人
ジュニアリーダー	9日（日）	ギャラクシティ	27人
スーパー研修会	23日（日）	ギャラクシティ	48人
科学工作講座	9日（日）	ギャラクシティ	16人
ロボット講座	9日（日）	ギャラクシティ	16人
あだち日曜教室	9日（日）	ギャラクシティ	43人
アートボランティア	15日（土）	関原の森	7人
星空観察講座	15日（土）	ギャラクシティ	15人
青少年対策地区委員会 会長連絡協議会	19日（水）	足立区役所	24人
帝京科学大学連携 大学遠足	20日（木）	山梨県秋山地区	78人
子どもも大人もドラムをた たいて楽しもう	22日（土）	ギャラクシティ	60人
ブロック講座	23日（日）	ギャラクシティ	29人
科学・ものづくり体験教室	29日（土）	東京電機大学	77人

行事名	実施日	会場	参加予定数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（9回）	新田地域学習 センター他	延べ 20人
	毎週水・金曜日（9回）	まちづくり工房館	10人
	第2・4土曜日（2回）	神明住区センター	5人
	第1土曜日（1回）	佐野住区センター	5人
成人の日の集い 実行委員会（第3・4回）	4日（木） 18日（木）	足立区役所	各15人
ジュニアリーダー キャンプ事前説明会	7日（日） 21日（日）	天空劇場	各150人
家庭教育応援ボランティア 講座	10日（水） 13日（土）	ギャラクシティ	各10人
あそびのフリマ	13日（土）	アリオ西新井	100人
アートボランティア	13日（土）	アリオ西新井	100人
星空観察講座	13日（土）	ギャラクシティ	20人
帝京科学大学連携事業 夢の体験教室	13日（土）	帝京科学大学	300人
子どもも大人もドラムをた たいて楽しもう	13日（土）	ギャラクシティ	60人
科学工作講座	14日（日）	ギャラクシティ	20人
ロボット講座	14日（日）	ギャラクシティ	20人
ブロック講座	28日（日）	ギャラクシティ	30人

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和元年7月4日

件 名	令和元年度 第1回保育再就職セミナーの実施結果について
所管部課名	待機児対策室子ども施設整備課
内 容	足立区内の保育施設で就労を検討している保育士・看護師の資格を有する方を対象に、男女参画プラザとの連携によるセミナーを実施した。 1 講座名 『資格を生かして 保育現場で働こう』（第1回） 2 日時 令和元年6月15日（土）午前9時30分～正午 3 場所 梅田地域学習センター 第一学習室 4 内 容 前半「やる気が最大の武器！いま必要な保育人材」 後半「採用担当者に聞く！求める人材と今どきの働き方」 5 講 師 前半 東京都保育人材・保育所支援センター 畠山 ちひろ氏 後半 株式会社アルファコーポレーション、生活協同組合パルシステム東京、株式会社 Kids Smile Project 6 参加人数 参加者合計 6名 (内訳) 保育士 6名（うち4名は幼稚園教諭資格も有り）
今後の方針	8月22日（木）に第2回保育再就職セミナーを開催する。

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和元年7月4日

件 名	「不登校の子を持つ保護者のための交流会」の開催について
所管部課名	こども支援センターげんき教育相談課
内 容	区内在住の不登校児童・生徒の保護者を対象として、「不登校の子を持つ保護者のための交流会」を開催する。 1 目的 不登校児童・生徒に対する保護者の理解を深め、保護者同士の交流を図る。 2 対象者 不登校の子をもつ保護者の方 3 定員 100名程度 4 講師 西新井こころのクリニック 橋本 弘美 先生 5 実施日時・会場 令和元年9月20日（金）10時00分～12時00分 こども支援センターげんきにて開催
今後の方針	あだち広報8月25日号、区ホームページ等にて周知する。

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和元年7月4日

件 名	西部地域における不登校児童・生徒に対する居場所支援事業について
所管部課名	こども支援センターげんき教育相談課
内 容	1 概要 不登校児童・生徒のための支援事業として、「居場所を兼ねた学習支援」を活用しているが、区内2か所目を西部地域に開設する。 2 対象児童・生徒 小学校5・6年生及び中学生 (1) 学校には行けないが外出できる児童・生徒 (2) チャレンジ学級に通所できないなど、他の生徒と交流が苦手な児童・生徒 3 場所及び予定人数 鹿浜・皿沼・谷在家地区（西部地区） 20名程度 ※1か所目は西新井・梅島地区（中部地区） 平成30年9月に開設 4 開設日・開設時間 令和元年9月3日（火）より開始予定 火～金曜日の10時00分から14時00分 （日・祝日・年末年始除く） 5 その他 スクールソーシャルワーカーによる対象児童・生徒や保護者及び学校への働きかけ等により、利用者を募っていく。
今後の方針	中部地区及び西部地区の成果と課題を踏まえて、次年度以降の北部地区及び東部地区での開設を検討する。

行事実施結果（6月1日～6月30日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業名	日時	会場	参加人数
放課後子ども教室 安全管理講習会（応急手当実技）	6/5（水）～ 6/26（水）	古千谷小学校 他 18 校	278 人
放課後子ども教室体験プログラム 「ボードゲーム」	6/12（水）	保木間小学校	30 人
放課後子ども教室体験プログラム 「英語遊び&歌体操ダンス」	6/14（金）	千寿本町小学校	15 人
放課後子ども教室体験プログラム 「フラッグ鬼ごっこ」	6/17（月） 6/20（木）	東栗原小学校 千寿双葉小学校	90 人
放課後子ども教室体験プログラム 「リサイクル工作お手玉作り」	6/25（火）	梅島第一小学校	42 人
放課後子ども教室体験プログラム 「ミニコンサート&楽器体験」	6/26（水）	竹の塚小学校	22 人
読み語りのためのボイストレーニング講座 ＜5 日制＞ 活動予定日 5/20～6/24	6/3、17（月） 10:00～12:00 6/24（月） 13:00～16:30	生涯学習センター	20 人
「スペシャルおはなし会」 ～読み語りキャラバン in 学びピア～	6/24（月） 15:30～16:10	生涯学習センター	46 人

行事実施予定（7月1日～7月31日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業名	日時	会場	予定人数
あだち放課後子ども教室 スタッフ研修Aコース 「子どもの発達理解と必要な遊びの支援」	7/2（火） 9：30～11：30 7/9（火） 10：00～12：00	ギャラクシティ 生涯学習センター	180人
あだち放課後子ども教室支援事業 安全管理講習会（応急手当実技）	7/5（金）～ 7/19（金）	新田小学校 他2校	40人
放課後子ども教室 「外国人おもてなし語学ボランティア活動説明会」	7/1（月） 15：00～16：00	生涯学習センター	10人
放課後子ども教室体験プログラム 「ハンズヒントクラブ夏の工作」 「くらやみで光るオブジェをつくろう」工作教室	7/1（月）	千寿常東小学校	52人
ブリランテ 25周年記念コンサート 『音楽って楽しい vol.1』	7/7（日） 14：00～16：00	ギャラクシティ 西新井文化ホール	450人
コンサート in ミュージアム六町ミュージアム・フローラ 月をうつす水面、土の笛の音（ね）	7/22（月） 18：30～19：45	六町ミュージアム・ フローラ	60人
「おりがみサポーター交流会」	7/3（水） 10：00～11：45	生涯学習センター	50人
「キッズあそびリーダー講習会」《2日制》 ～楽しい“あそび”のリード術～	7/4、7/11（木） 10：00～12：00	生涯学習センター	30人
「運動あそびと体力向上トレーニング」（幼児指導編）	7/27（土） ① 10：00～12：00 ② 13：00～15：00	生涯学習センター	各30人
「スポーツコンディショニング講座」 ～スポーツを頑張る子どもを応援しよう！パフォーマンス向上の栄養学～	7/29（月） 10：00～12：00	生涯学習センター	30人